

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2019年11月13日
【計算期間】 第1期(自 2018年7月31日 至 2019年8月13日)
【ファンド名】 ゴールドマン・サックス社債/国際分散投資戦略ファンド2018
- 07
【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】 酒井 隆
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】 03-6774-5100
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

当ファンドの信託金の上限は、3,000億円とします。

<ファンドの特色>

1 ファンドはゴールドマン・サックスが発行する円建債券*1(以下、ゴールドマン・サックス社債)に高位に投資*2し、設定日から約10年後の満期償還時の当ファンドの償還価額*3について、元本確保をめざします*4。

*1 ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

*2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

*3 ファンドは、信託期間約10年の単位型投資信託です。

*4 投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

2 ファンドは国際分散投資戦略の収益により決定されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

・国際分散投資戦略は、アセットマネジメントOne株式会社が独自に開発した計量モデルに基づきます。

・国際分散投資戦略の実質的な投資対象は、株価指数先物(日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等)、債券先物(日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等)です。

・国際分散投資戦略はその目標リスク水準が年率3%程度にコントロールされます。

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率3%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

・ゴールドマン・サックス社債の利金は固定クーポンに実績連動クーポンを加えて算出されます。

・固定クーポンは、每期一定水準支払われます。

・実績連動クーポンは、運用開始基準日以来*5の国際分散投資戦略の累積収益率を経過年数で割った率にほぼ連動する水準*6に決定します。

*5 運用開始基準日は2018年8月1日です。

*6 連動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

3 ファンドはゴールドマン・サックス社債の利金収入から諸コスト等*7を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に分配を行うことをめざします。

*7 信託報酬(成功報酬を含む)およびその他の費用等です。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

固定クーポンと実績連動クーポン

当ファンドでは、信託報酬は基本報酬に成功報酬を加えた額とします。固定クーポンは基本報酬に充当することをめざしています。また、実績連動クーポンは、国際分散投資戦略の累積収益率を経過年数で割った率におおむね連動します。累積収益率がプラスの場合、原則として成功報酬およびその他の費用を控除し分配を行います。累積収益率がマイナスになった場合は、分配金の支払いは行われません。

- 当ファンドは、特化型運用を行います。特化型運用ファンドとは、投資対象に一般社団法人投資信託協会規則で定める比率(10%)を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
- 当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、当該債券の発行体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

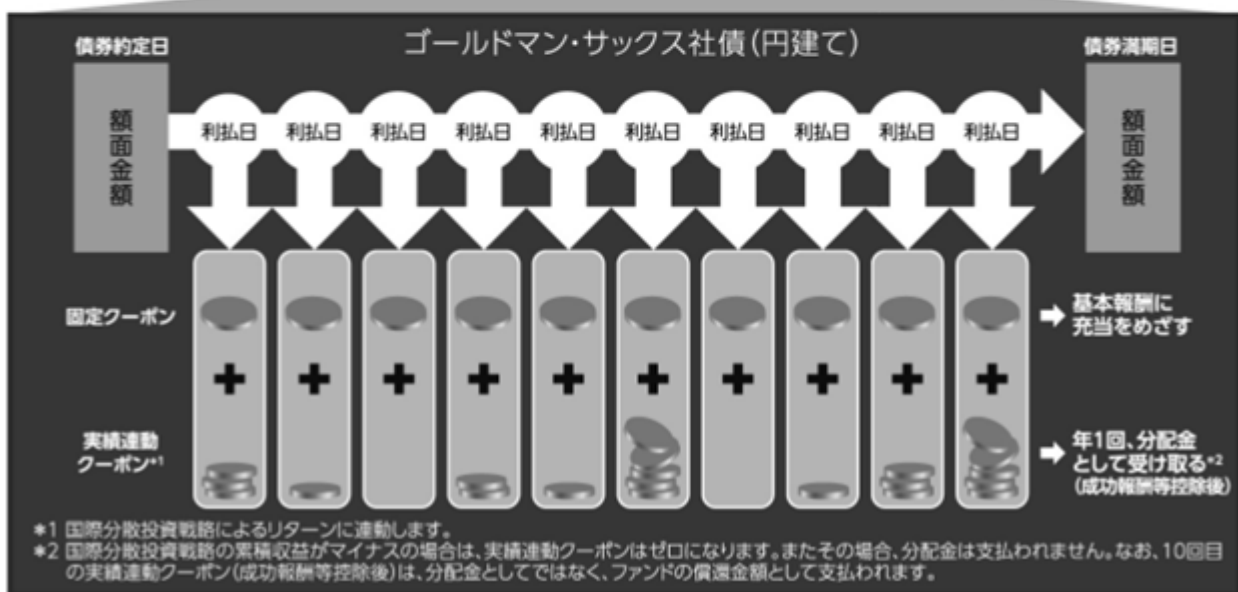
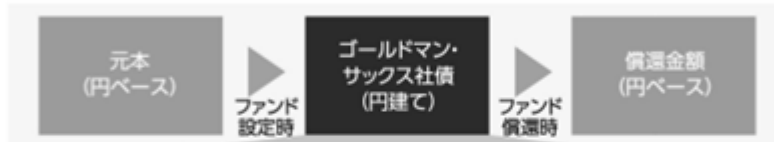
運用プロセス

ファンドの設定

ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する満期約10年の社債に投資し、原則として満期まで保有します。

1.円建てで元本確保をめざします。

1)ファンドの仕組み



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ゴールドマン・サックス社債には、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

ザ・ゴールドマン・サックス・
グループ・インクの信用格付け
格付投資情報センター (R&I)



※2019年8月末時点
※格付けは当ファンドに組み入れる債券のものとは異なります。
※発行体格付けを使用。
出所:R&Iの情報をもとにアセットマネジメントOne作成

世界有数の金融グループ

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。

総資産 | 約101兆9,183億円

※2019年6月末時点
※1米ドル=107.85円(2019年6月末時点)で換算しています。
出所:ゴールドマン・サックス証券株式会社のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

2.国際分散投資戦略によるリターンの獲得をめざします。

国際分散投資戦略の特徴

安定した収益の獲得をめざす方法として、投資対象の分散に加え、価格の「変動要因」にも着目。また市場の急変時には現金等を活用します。

当ファンドでは、実績連動クーポンを通じて、国際分散投資戦略のリターンの獲得をめざします。

STEP1

分散投資

広げる

国内外に幅広く投資します。

株価指数先物

債券先物

- 分散投資でリスクを軽減しつつ国内外の幅広い資産から収益の獲得をめざします。
- 為替リスクを抑えた投資手法を活用します。国内外の株価指数や債券の先物を活用し、為替の影響を抑えた投資を行います。

株価指数先物



債券先物



※常に上記の先物に投資するわけではありません。
※今後予告なく投資先を変更することがあります。

※上記は国際分散投資戦略をご理解いただくためのイメージ図です。

※実質的な組入比率は100%を超える場合があります。

※国際分散投資戦略では、アセットマネジメントOneが独自に開発した計量モデルに基づいて資産の選択・構成・配分の判断・決定を行います。国際分散投資戦略の価格変動リスクは、あらかじめ提供された一定のルールに従い現金等比率の変更等によって年率3%程度になることをめざしてゴールドマン・サックスにより機械的にコントロールされます。

STEP2

月次戦略

分ける

資産配分比率を、原則、月次で見直します。その際、投資対象資産の価格が何に影響を受けるのかという「変動要因」に着目します。

特定の変動要因への集中を避け、市場環境の変化に備えます。

変動要因が均等となるよう月次で資産配分を見直します。

経済成長

金利水準

企業収益

変動要因の比率を均等に配分



資産配分比率を決定

※変動要因は上記に限られるわけではありません。

STEP3

日次戦略

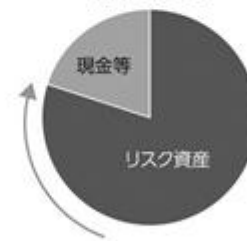
見守る

価格変動リスクが年率3%程度になるように配分比率を調整します。

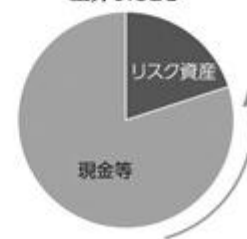
●相場環境を日々判定し、価格変動リスクが高まったときは、組入資産の現金等比率を高めることで、価格変動の抑制をめざします。

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標値を表すものであり、年率3%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

価格変動リスクが
低下したとき



価格変動リスクが
上昇したとき



3.年1回の決算時に分配を行うことをめざします。

当ファンドの分配金のイメージ

- ◆分配金は、国際分散投資戦略のパフォーマンスに基づき決定されます。
- ◆分配金はおおむね実績連動クーポンから成功報酬等を差し引いた額になります。実績連動クーポンは、国際分散投資戦略のパフォーマンス*をもとに計算されます。

*国際分散投資戦略のパフォーマンスは、各先物の実質的な組入比率とそれぞれの期間収益率を合成して計測されます。この計測においては、戦略控除率(年率1.0%)、複製コスト等が控除されます。

イメージ図



- *1固定クーポンは、每期一定水準（0.32%程度を想定）が支払われます。
- *2実績連動クーポンは、運用開始基準日以来の国際分散投資戦略の累積収益率を経過年数で割った率にほぼ連動する水準に決定します。
- 連動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。
- *3成功報酬およびその他の費用です。成功報酬は実績連動クーポンの11.0%（税込）となります。

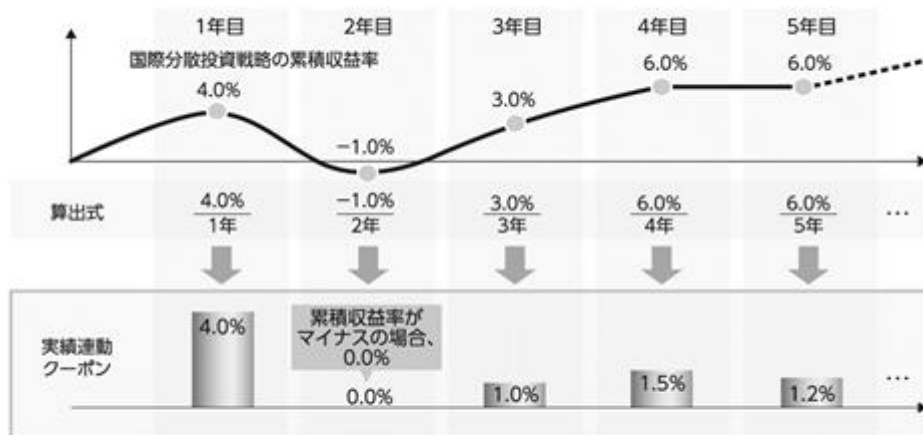
実績連動クーポンの算出イメージ

- ◆実績連動クーポンは、運用開始基準日以来の国際分散投資戦略の累積収益率を経過年数で割った率にほぼ連動する水準に決定します。
- ◆国際分散投資戦略の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンがゼロになります。その場合、分配金は支払われません。

実績連動クーポンの算出例

$$\text{実績連動クーポン} = \frac{\text{国際分散投資戦略の累積収益率}}{\text{経過年数}} \times \text{連動率}^*$$

*連動率は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。



*上記は当ファンドをご理解いただくためのイメージ図です。

*図中の算出式は、連動率が100%となった場合を表しています。

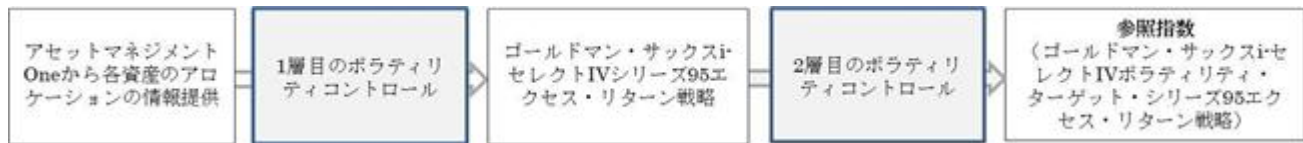
*お客さまにわかりやすく説明するために作成したものであり、実際とは異なります。

*将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

組入債券の実績連動クーポンは国際分散投資戦略を指数化した値に基づき計算されます。

国際分散投資戦略指数とは『ゴールドマン・サックスi-セレクトIVボラティリティ・ターゲット・シリーズ95エクセス・リターン戦略』（以下、参照指数）です。

参照指数は、アセットマネジメントOne株式会社が情報提供を行ったアロケーションに対して、2層のボラティリティコントロールを付与し、算出されます。



以下の指数概要およびリスク要因は、ゴールドマン・サックスより提供を受けた資料（以下、「本書」という場合があります。）に基づき掲載しております。

なお、国際分散投資戦略を算出するプラットフォームはゴールドマン・サックスが提供いたしますが、その指数の算出にあたって組み入れる資産の選択・構成・配分の判断・決定は、ファンドの運用会社としてのアセットマネジメント One株式会社がその独自に開発した計量モデルに基づいて行います。ゴールドマン・サックスは、かかる組入資産の選択・構成・配分の判断・決定に関与せず、したがって国際分散投資戦略の運用（すなわちファンドの運用）についてゴールドマン・サックスは何らの裁量権・責任も有しておりません

参照指数の概要

1. 概要

ゴールドマン・サックスi-セレクトIVボラティリティ・ターゲット・シリーズ95エクセス・リターン戦略（以下、「参照戦略」といいます。）は、参照戦略スポンサーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナルが独自に開発した合成的なルール・ベースの戦略です。参照戦略は、ゴールドマン・サックスi-セレクトIVシリーズ95エクセス・リターン戦略（以下、「裏付戦略」といいます。）のパフォーマンスのボラティリティを一定水準において調整したエクスポージャーを提供することを意図しています。

ボラティリティ調整機能により、過去12か月間の裏付戦略について一定の方法により計測された実現したボラティリティが、予め定められたボラティリティ・ターゲット水準である3%から乖離した場合、裏付戦略に対するエクスポージャーの配分割合が変更され、参照戦略の裏付戦略のパフォーマンスに対するエクスポージャーが調整されることとなります。参照戦略における裏付戦略に対する配分比率は、日次でリバランスされます。配分比率の上限は100%です。

参照戦略は、当初は参照戦略計算代理人としてのSolactive A.G.（以下、「参照戦略計算代理人」といいます。）により計算・公表されますが、事後的に、参照戦略スポンサーが随時選任する者により行われる場合があります。参照戦略スポンサーは、参照戦略計算代理人が参照戦略の価値の公表を継続することを確保する義務を負うものではなく、参照戦略計算代理人はいつでも公表を中止することがあります。

2. 参照戦略価値の算出

参照戦略の構成：裏付戦略のパフォーマンスに対する参照戦略のエクスポージャーの構成比率は、裏付戦略に係るボラティリティ・ターゲットと実現ボラティリティに基づく一定の算式により決定され（以下、「構成資産構成比率」といいます。）、定期的によりリバランスされます。本書では、裏付戦略にかかる構成資産構成比率のリバランスを「参照戦略リバランス」といい、リバランスが行なわれる日を「参照戦略リバランス日」といいます。

ボラティリティ調整機能のメカニズム：構成資産構成比率は、参照戦略リバランス日において、参照ボラティリティをボラティリティ・ターゲット（それぞれ関連する参照戦略補足書において指定されま

す。)と比較することによって決定されます。参照戦略リバランス日における参照ボラティリティは、一定の方法により計測された裏付資産のボラティリティです。構成資産構成比率は、(i)ボラティリティ・ターゲットを(ii)参照ボラティリティで除したものと等しいパーセンテージであり、100%を上限とします。

参照ボラティリティがボラティリティ・ターゲットより大きい場合には、構成資産構成比率すなわち構成資産に対する参照戦略のエクスポージャーは100%未満となります。

参照戦略価値の算出：参照戦略の価値(以下、「参照戦略価値」といいます。)は、各「参照戦略営業日」に算出されます。各参照戦略営業日において、参照戦略価値は、裏付戦略の加重パフォーマンスを、直前の参照戦略リバランス日におけるそれぞれの資産の価値に対する割合として算出し、費用及び経費に関する一定の控除額(以下、「戦略控除金額」といいます。)を調整することによって決定されます。

戦略控除金額：戦略控除金額は、参照戦略設定日後の各参照戦略営業日において参照戦略価値から控除されます。戦略控除金額は、パーセントで表示される固定年率によります。

以下の用語の意味はそれぞれ次の通りです。

参照ボラティリティ	参照戦略リバランス日に関して、参照ボラティリティは、当該日に関する裏付戦略の実現ボラティリティに等しい値をいいます。
構成資産ボラティリティ期間	参照戦略リバランス日に関して、当該参照戦略リバランス日の2参照戦略営業日前の日(同日を含みます。)から、当該参照戦略リバランス日の260参照戦略営業日前の日(同日を含みます。)までの期間をいいます。
参照戦略営業日	参照戦略設定日及びそれ以降の土曜日および日曜日を除く各暦日
参照戦略設定日	2018年4月10日
戦略控除金額	1.0%

3. 費用及び経費に関する控除による参照戦略価値への影響

参照戦略の計算過程においては、参照戦略の構成要素である裏付戦略と同一のエクスポージャーを構築するために必要な直接的な投資ポジションを構築及び維持した場合に投資家が負担するであろう取引費用が合成的に控除されます。このため、参照戦略の戦略価値は、かかる控除の分だけ随時低減します。参照戦略に対するエクスポージャーのヘッジにかかる実際の費用は、上記の取引費用より安い場合も高い場合もあり、安い場合、投資家は裏付戦略に対して直接の投資ポジションを保有する場合と比べ、不利な立場に置かれることとなります。

参照戦略価値の計算時の控除：参照戦略価値の計算には以下の控除が含まれます。

- 資産リバランス費用：「資産リバランス費用」は、ボラティリティ調整機能によって生じる構成資産構成比率が変化の際に、本戦略に関する取引を構築又は解約する費用を合成的に反映するものです。資産リバランス費用は、各参照戦略リバランス日において参照戦略価値から控除されます。参照戦略設定日及び参照戦略リバランス日以外の日における資産リバランス費用はゼロとなります。資産リバランス費用は、(i)関連する参照戦略リバランス日における構成資産構成比率の実際の変化、及び(ii)構成資産構成比率に係る合成的な費用に関連しています。

資産取引費用利率の修正

参照戦略スポンサーは、合理的な方法によって誠実に、かつ適用される一定の条件に従い、仮想の投資家が、該当する構成資産に連動する商品への投資、そのリバランス、そのポジションの維持、又はそのパフォーマンスの合成的な複製に際して負担するであろう費用が増加または減少したと決定する場合には、構成資産に関する資産管理費用レート及び/又は資産取引費用レートを変更する権利を留保します。

<裏付戦略>

1. 裏付戦略の目的

ゴールドマン・サックスi-セレクトIVシリーズ95エクセス・リターン戦略(以下、「裏付戦略」といいます。)は、裏付戦略スポンサーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナルが独自に開発した合成的なルール・ベースの戦略です。

裏付戦略は、それぞれの関連する数量(以下、「構成資産数量」といいます。)によって配分された15種類の構成資産(以下、「構成資産」といいます。)に対する合成的なエクスポージャーを提供することを意図しています。裏付戦略は、エクセス・リターンベースで算出されており、したがって、現金資産に対する合成的な利率に基づくリターンを含んでいません。

裏付戦略は、構成資産数量により加重平均される構成資産の価値を追跡し、リバランス代理人としてのアセットマネジメントOne株式会社(以下、「裏付戦略リバランス代理人」といいます。)により定期的に指定される各配分に応じて、ダイナミックにリバランスされます。裏付戦略の裏付となる各構成資産については、当初構成比率(以下、「当初構成資産構成比率」といいます。)が指定され、この当初構成比率に基づいてユニットの数量(以下、「当初構成資産数量」といいます。)に転換されます。当該数量は、裏付戦略リバランス代理人により、その裁量に基づき、定期的に変更されます(但し、裏付戦略規定において規定される一定の調整及び制約に服します。)。したがって、本裏付戦略はマネージド型の戦略です。ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、裏付戦略リバランス代理人ではなく、裏付戦略規定において規定される限定的な状況を除き、リバランスの過程又はその他において、いかなる裁量権をも行使するものではありません。また、裏付戦略に関して、裏付戦略スポンサー及び裏付戦略計算代理人は当該裏付戦略に関していかなる者に対しても受託者責任を負うものではなく、当該裏付戦略に関する決定を行う場合にいかなる者の利益についても考慮することを要しません。

裏付戦略は日本円建てであり、日本円建てではない各構成資産に関しては、当該構成資産の価値に関する為替レートの変動による正又は負の影響の大部分を相殺することを目的とする内部シミュレーション通貨ヘッジ機能を有しています。

2. 裏付戦略の内容

A. バスケットの構成及び裏付資産価値の決定

構成資産価値の決定: 構成資産設定日に係る各構成資産の構成資産価値は、構成資産当初価値となります。構成資産設定日後の構成資産営業日に係る構成資産の構成資産価値は、かかる構成資産の参照水準に基づいて決定され、以下の要素を反映します。

(i) 構成資産又は裏付戦略のリターンの種類をトータル・リターンからエクセス・リターン(又はその逆)に変更する場合における、日本円又は当該構成資産の通貨(以下、「構成資産通貨」といいます)建ての合成的な現金預金のリターンの加算又は控除。及び

(ii) 当該構成資産が日本円建て以外の通貨(以下、「その他通貨」といいます。)建ての場合における、当該その他通貨に係る為替レートの変動による正又は負の影響のうち大部分を相殺することを目的とする一連の取引を用いたメカニズム。

構成資産の構成資産価値は、負の値になりえます。

また、裏付資産計算代理人は、「構成資産混乱事由」の項において記載される一定の状況において、構成資産の構成資産価値の決定に関して調整を行う場合があります。

以下の用語の意味はそれぞれ次の通りです。

裏付戦略設定日： 2017年3月6日

構成資産設定日： 2016年10月27日

構成資産当初価値： 1

構成資産営業日：各構成資産について、構成資産設定日（同日を含みます。）以降、当該構成資産の戦略ルールに規定される休日カレンダーにより決定される各営業日をいいます。

参照水準：すべての構成資産について、ある暦日において、構成資産のスポンサーにより決定される当該構成資産の終値水準をいいます。

B. 構成資産数量の決定

構成資産数量：裏付戦略は、当該裏付戦略を構成する構成資産（以下、「バスケット」といいます。）について各構成資産の構成資産数量により加重平均され、また、日次ボラティリティ調整機能により調整された構成資産価値を反映します。各構成資産のユニットの配分（以下、「構成資産数量」といいます。）は、裏付戦略リバランス代理人が、所定の制限の範囲（以下、「構成比率制限」といいます。）内において、一定の条件（以下、「リバランス条件」といいます。）に従い、その構成資産数量を変更することにより定期的によりリバランスされます。一又は複数の構成資産のリバランスは、本書において「バスケット・リバランス」として言及されます。バスケット・リバランスは、当該バスケット・リバランスに関する「バスケット・リバランス期間」において実施されます。バスケット・リバランス期間は、一又は複数のバスケット・リバランス日を含む可能性があります。バスケット・リバランスに関するバスケット・リバランス期間に含まれるバスケット・リバランス日の日数は、「バスケット・リバランス所要日数」といいます。バスケット・リバランスに関するバスケット・リバランス所要日数は、提案された構成資産数量の変更に基づき、また（適用のある場合には）リバランス制限に基づいて算出されます。本概要中の表題「構成資産混乱事由」の項において規定される一定の状況の下において、裏付戦略計算代理人は、バスケット・リバランスを延期することができます。

裏付戦略リバランス代理人は、提案するリバランス（以下、「バスケット・リバランス案」といいます。）について、通知手続に従い、一又は複数の構成資産の構成資産数量及び当該リバランスの効力発生日（各日を以下、「バスケット・リバランス日案」といいます。）に関するリバランス通知（以下、「リバランス通知」といいます。）を、裏付戦略スポンサーに対して送付することにより通知することができます。バスケット・リバランス案に関して、裏付戦略リバランス代理人が裏付戦略計算代理人に対して関連するリバランス通知を提示する暦日が「通知日」となります。

リバランス通知は、当該各構成資産の構成資産数量（当該各構成資産について、「構成資産数量案」といいます。）を明記します。

バスケット・リバランス案が、(i)バスケット・リバランス決定日において、リバランス条件（構成比率制限を含みます。）を充足すると裏付戦略スポンサーが判断する場合であって、かつ(ii)バスケット・リバランス不実施事由（以下に定義します。）に該当しない場合には、各関連する構成資産に関するバスケット・リバランスは、対応するバスケット・リバランス期間において実施されます。少なくとも一つの構成資産の構成資産数量が変更されるバスケット・リバランス期間の各日を「バスケット・リバランス日」といいます。一又は複数の構成資産に関するバスケット・リバランスは、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由、及び/又はその他の混乱事由の発生により延期される可能性があります。

戦略スポンサーは、構成資産に関連する商品もしくは取引またはかかる構成資産を構成要素とする指数の額面総額が、一定の水準を超えると判断する場合には、バスケット・リバランス案を実施しないことができます（以下、「バスケット・リバランス不実施事由」といいます。）。

「通知手続」とは、裏付戦略スポンサーと裏付戦略リバランス代理人の間において合意された手続であり、裏付戦略リバランス代理人が裏付戦略のバスケット・リバランス案に関して充足しなければならないリバランス条件、期間その他の基準が明記されます。

「バスケット・リバランス決定日」とは、バスケット・リバランス案に関して、リバランス通知の日の2バスケット営業日前の日をいいます。

「バスケット営業日」とは、バスケット設定日(同日を含みます。)以降の土曜日および日曜日を除く各暦日をいいます。

構成比率制限：投資制限、現金制限、端数処理制限、構成資産クラス制限、バスケット・リバランス期間制限、ヘッジ制限及び追加的制限は以下に明記され、表題「裏付戦略手法の変更」の項において規定される一定の状況下を除き、変更されません。裏付戦略スポンサーは、裏付戦略リバランス代理人の要請により、一又は複数の構成比率制限を放棄することができます。(但し、その義務を負うものではありません。)

構成比率制限は、以下を含みます。

(i) 投資制限：バスケット・リバランス案に関して、各構成資産に関する「投資制限」は、当該構成資産の最小構成比率及び最大構成比率から構成されます。構成資産に関する新構成比率案(以下において定義されます。)は、当該構成資産の最小構成比率より小さくはならず、その最大構成比率よりも大きくはなりません。構成資産についてゼロの新構成比率案が指定された場合、バスケット・リバランスにおいて当該構成資産のパフォーマンスは裏付戦略価値に反映されません。

新構成比率案

各構成資産の新構成比率案は以下の通り計算されます。

$$w_i^{B\text{New}} = q_i^{\text{New}} \times \frac{A_{i,t}}{B_t}$$

上記において:

記号 t_0 は、バスケット・リバランス案に係る提案バスケット・リバランス決定日を示します。

$A_{i,\text{date}}$ は、暦日 (date) における構成資産価値 (t_0) を意味します。

B_{date} は、暦日 (date) におけるバスケット価値を意味します。

q_i^{New} は、当該バスケット・リバランス案についてのリバランス通知において指定される構成資産数量案 (t_0) を意味します。

(ii) リバランス制限：バスケット・リバランス案に関して、各構成資産に関する「リバランス制限」は、前回のバスケット・リバランス日における構成資産数量と、当該バスケット・リバランス日における構成資産数量の差の絶対値に対する最大値です。なお、リバランス制約はバスケット設定日には適用されません。リバランス制約は、各構成要素資産に適用されます。

(iii) 端数処理制限：バスケット・リバランス案に関して、各構成資産に関する構成資産数量案は、数量単位の[0.0001]の整数倍でなければならず、従って、端数なしに数量単位により割り切れなければなりません(以下、「端数処理制限」といいます。)

(iv) ヘッジ制限：バスケット・リバランス案に関して、仮に、関連する構成資産に関する裏付戦略スポンサー及び/又はその関連会社のいずれかによるヘッジ取引が適用のある内部方針又は法令により制限されることとなると裏付戦略スポンサーが判断した場合、バスケット・リバランスは

実施されず、裏付戦略スポンサー及び裏付戦略計算代理人は、対応するリバランス通知は交付されなかったものと見做すものとします。

(v) バスケット・リバランス期間制限：バスケット・リバランス案に関して、バスケット・リバランス所要日数（セクション3「構成資産数量の決定」に基づいて算出されます。）は、裏付戦略補足書において明記される許容バスケット・リバランス最大日数と等しいか少ない日数でなければなりません。

構成資産数量リ
バランス所要日
数

構成資産数量リバランス所要日数は以下のとおり計算されます。

$$R_{i,t} = \text{Ceil} \left(\frac{|q_i^{\text{New}} - q_i^{\text{Previous}}|}{RC_{i,t}} \right)$$

上記において：

記号_(t) は、バスケット・リバランス案に関する提案バスケット・リバランス決定日です。

Ceil(x)は、実数xを最小の整数値に四捨五入し、xと等しいかxよりも大きな値とする関数です。

q_i^{New} は、当該バスケット・リバランス案に関するリバランス通知において明記される構成資産数量案_(t) です

q_i^{Previous} は、当該バスケット・リバランス案の直前のバスケット・リバランスに関する構成資産数量案_(t) です。仮に、当該バスケット・リバランス案の直前のバスケット・リバランスが存在しない場合、 q_i^{Previous} は、当該構成資産の構成資産当初数量となります。

記号_(t) は、バスケット・リバランス案に関する提案バスケット・リバランス決定日です。

$RC_{i,\text{date}}$ は、暦日_(date)における構成資産_(i)に関するリバランス制限です。

バスケット・リバランス： バスケット・リバランスに関して、裏付戦略を構成する構成資産の構成資産数量は、当該構成資産の各構成資産リバランス日においてリバランスされます。但し、当該バスケット・リバランス日は、当該構成資産の構成資産数量リバランス日であることを要します。バスケット・リバランスは、一又は複数のバスケット・リバランス日に渡る可能性があります。各構成資産は、バスケット設定日において、当初構成資産数量が指定されます。バスケット設定日における現金資産数量は当初現金資産数量です。裏付戦略は定期的のみにリバランスされるため、バスケット・リバランス日の間に発生する当該裏付戦略に関する構成比率制限の範囲外の変動を反映するための調整は行われません。但し、日次ボラティリティ調整機能の目的である場合を除きます。

バスケット設定日：2016年11月1日

バスケット当初価値：100

当初構成資産数量：ある構成資産に関し、(i)当該構成資産の当初構成資産構成比率に、(ii)バスケット当初価値を乗じ、(iii)バスケット設定日における当該構成資産の構成資産価値で除した値。

当初現金資産構成比率：1から、すべての構成資産に係る当初構成資産構成比率の合計を引いた値。

当初現金資産数量：(i)当初現金資産構成比率に、(ii)バスケット当初価値を乗じ、(iii)バスケット設定日における現金資産価値で除した値。

バスケット・リバランスの承諾による確定：一旦実施されたバスケット・リバランスは、事実の問題としてリバランス条件が充足されていなかったこと、及び/又は通知手続が順守されていなかったことに基づいて無効とされることはありません。裏付戦略スポンサーの決定は、いかなる状況においても終局的であり、かつ拘束力をもち、裏付戦略スポンサー又はその関係会社のいずれについても義務を負担させることはありません。

C. 日次ボラティリティ調整機能

概観：バスケットに対する裏付戦略のエクスポージャーは、当該裏付戦略リバランス日に関する参照ボラティリティがボラティリティ・ターゲットである3%から乖離している場合に調整されます。

参照ボラティリティとは、該当する裏付戦略リバランス日の2バスケット営業日前の日（同日を含みます。）から、当該裏付戦略リバランス日の66バスケット営業日前の日（同日を含みます。）までの期間について、裏付戦略計算代理人によって一定の算式に基づき計算される、裏付戦略の実現ボラティリティをいいます。裏付戦略に関する当該リバランスを本概要においては、「裏付戦略リバランス」といいます。本概要の表題「混乱事由及びその効果」の項において規定される一定の状況下において、裏付戦略計算代理人は裏付戦略リバランスを延期することができます。

裏付戦略リバランス日に関して、バスケットに対する裏付戦略エクスポージャーは、合成的な投資、又は合成的な現金口座（以下、「裏付戦略現金口座」といいます。）からの借入により増減します。バスケットに対する裏付戦略の最大エクスポージャーは、100パーセント（以下、「最大連動率」といいます。）となります。

D. 費用及び経費の控除が裏付戦略に与える影響

裏付戦略の計算過程では、裏付戦略の構成資産と同一のエクスポージャーを構築するために必要な直接的なポジションを構築及び維持した場合に仮想的な投資家が負担するであろう取引費用及び管理費用を合成的に複製した金額が控除されます。このため、裏付戦略の裏付戦略価値は、かかる控除の分だけ随時低減します。裏付戦略に対するエクスポージャーをヘッジするために当該仮想的な投資が負担する実際の費用は、上記取引費用及び管理費用より安い場合も高い場合もあり、安い場合には、投資家は、当該構成資産に対して直接的な投資ポジションを維持した場合よりも不利な立場に置かれることとなります。

バスケット価値の計算時の控除：バスケット価値の計算に際しては、以下の費用が控除されます。

- 資産管理費用：資産管理費用は、バスケットを構成する構成資産のポジションを維持し、構成資産のパフォーマンスを複製するための費用を合成的に反映します。資産管理費用は、毎バスケット営業日においてバスケットの価値から随時控除（場合によって加算）される金額です。
- バスケット・リバランス費用：バスケット・リバランス費用は、構成資産の構成資産数量に変更が生じる場合に、構成要素に係る取引を構築又は解約するための費用を合成的に反映します。バスケット・リバランス費用は、各バスケット・リバランス日においてバスケット価値から控除され、バスケット設定日及びバスケット・リバランス日以外の日においてはゼロとなります。

裏付戦略価値の計算時の控除：裏付戦略価値の計算に際しては、以下の費用が控除されます。

- 裏付戦略リバランス費用：裏付戦略リバランス費用は、日時ボラティリティ調整機能によってバスケット構成比率に変更が生じた場合に、構成資産に関する取引を構築又は解約するコストを合成的に反映します。裏付戦略リバランス費用は、各裏付戦略リバランス日において裏付戦略価値から控除され、裏付戦略設定日及び裏付戦略リバランス日以外の日においてはゼロとなります。裏付戦略リバランス費用は、(i)関連する裏付戦略リバランス日におけるバスケット構成比率の変更、及び(ii)バスケット内部での構成資産数量のリバランスの合成的な費用に関係します。

資産管理費用レート、資産取引費用レート及び固定バスケット取引レートの変更

裏付戦略スポンサーは、合理的な方法で誠実に、一定の条件と制約に従い、仮定の投資家が、該当する裏付資産に連動する商品への投資、そのリバランス、そのポジションの維持、又はそのパフォーマンスの合成的な複製に際して負担するであろう費用が増加または減少したと決定する場合には、裏付資産に関する上記費用レートを変更する権利を有します。

E. 内部シミュレーション通貨ヘッジ機能

その他通貨建ての構成資産については、内部シミュレーション通貨ヘッジ機能が適用されます。

各構成資産営業日において、内部シミュレーション通貨ヘッジ機能は、為替レートの変動に対するエクスポージャーを軽減するために当該構成資産営業日の直前の構成資産リバランス日から当該構成資産営業日までの当該構成資産のパフォーマンスを合成的に調整します。

2. 混乱事由及びその効果

裏付戦略に対するエクスポージャーを提供するために、裏付戦略スポンサー又はその関連会社は、単独の裁量に基づき、構成資産に関するポジションの構築、調整、及び/又は解約を含みますがこれらに限らない種々の方法によって、かかるエクスポージャーのヘッジを行うことを決定できますが、かかる義務を負うものではありません。裏付戦略スポンサー又はその関連会社が裏付戦略に対するエクスポージャーの一部又は全部をヘッジする能力又はかかるヘッジを調整する能力を損なうか、別の方法でかかる能力に影響を及ぼす事由又は状況が随時生じる場合があります。以下で詳述するように、かかる状況において、裏付戦略スポンサーは、裏付戦略に関して、一定の決定をすることができます。このような決定には、(i)裏付戦略の目的を維持するために裏付戦略スポンサーが適当とみなす裏付戦略の条件の調整、(ii)影響を受けた構成資産の入れ替え、又は(iii)該当するリバランスの延期が含まれますが、これに限られるものではありません。

(i) 構成資産混乱事由I

(a) 構成資産につき、以下のいずれかの事由が発生した場合、下記(I)の場合においては、事由発生指数資産は、構成資産として存続し、下記(II)の場合については、当該承継資産(以下、「承継指数資産」といいます。)が構成資産になるものとみなされ、事由発生指数資産と代替されます(当該事由を、以下、「承継指数資産事由」といいます。)

(I) 関連する構成資産スポンサー又は構成資産データ・スポンサーにより計算又は公表がなされず、裏付戦略が許容する承継スポンサー又はデータ・スポンサーにより計算又は公表されている場合、又は、

(II) 裏付戦略スポンサーの判断において当該事由発生構成資産と同一又は実質的に類似の数式及び方法による計算を用いる承継資産と代替された場合。

(b) 構成資産(裏付戦略スポンサー及び/又はその関係会社のいずれかが構成資産スポンサーである構成資産を含みます。)(以下、「スポンサー混乱指数資産」といいます。)に関して、

(I) 当該スポンサー混乱指数資産の構成資産スポンサー又は構成資産データ・スポンサー、又は当該スポンサー混乱指数資産のいずれかの構成要素のスポンサーが、当該スポンサー混乱指数資産(又はそのいずれかの構成要素)の数式又は計算方法について重大な変更を行い、又は当該スポンサー混乱指数資産(又はそのいずれかの構成要素)についてその他の重大な修正を行う旨を公表した場合(裏付戦略設定日において(裏付戦略補足書に明記することにより)規定され、その構成要素に変更があった場合において当該スポンサー混乱指数資産(又はそのいずれかの構成要素)を維持する目的のために行われる当該数式又は方法の変更(適用がある場合、その指数構成銘柄及び資本化及びその他の日常的な事由を含みこれらに制限されません。))を除きます。)

(II) 当該スポンサー混乱指数資産(又はそのいずれかの構成要素)が、その構成資産スポンサー又は構成資産データ・スポンサー(又は当該構成要素のスポンサー)により承継構成資産(又は、承継構成要素)なしに永久に取消され、存在しなくなり、又は取引可能ではなくなった場合であり、ゴールドマン・サックス・グループのいずれかの会社がスポンサーであった裏付戦略又は指数を継続しなくなった結果としての場合を含みます。

(III) 当該構成資産スポンサー又は構成資産データ・スポンサー(又はそのいずれかの構成要素のスポンサー)が、(当該スポンサー混乱指数資産に関して)30構成資産営業日間のうちの20日間、又は(そのいずれかの構成要素に関して)適用のある営業日の期間について、スポンサー混乱指数資産(又はそのいずれかの構成要素)のレベルについて計算し、公表することを怠った場合。

裏付戦略スポンサーは、その単独かつ絶対的な裁量に基づいて、当該スポンサー混乱指数資産について、

(A) 上記(I)、(II)又は(III)において明記された事由が最初に発生した日から30暦日以内に、その単独かつ絶対的な裁量により(但し、裏付戦略スポンサーは、代替構成資産の選択について自ら考える商業的に合理的な努力を尽くします。)、類似の代替手段(仮にそのように裏付戦略スポンサーが判断した場合、当該類似の代替手段は同一のスポンサー混乱指数資産となる可能性もあります。)として代替構成資産を選択するか、又は、

(B) 当該スポンサー混乱指数資産について永久的に構成資産数量をゼロと指定するか、又は、

(C) 上記(I)及び(III)の場合について、当該スポンサー混乱指数資産に関して何らの行動もとらないと決定します。

(ii) 構成資産混乱事由 II

構成資産(以下、「その他の混乱構成資産」といいます。)(又は、そのいずれかの構成要素)に関して、

(a) 適用のある法令により、裏付戦略スポンサー及び/又は、その関係会社のいずれかが当該その他の混乱構成資産(又は、そのいずれかの構成要素)(裏付戦略スポンサー及び/又は、その関係会社のいずれかが構成資産スポンサーである構成資産を含みます。)に関して取引の約定を妨げられた場合、

(b) 当該その他の混乱構成資産(又は、そのいずれかの構成要素)が、(当該その他の混乱構成資産に関して)30構成資産営業日間のうちの20日間、又は(そのいずれかの構成要素に関して)適用のある営業日の期間について、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由その他の混乱事由の影響を受けている場合、又は、

(c) 必要な場合、裏付戦略スポンサーが当該その他の混乱構成資産に関して関連のデータライセンスを持つことを止めた場合、

裏付戦略スポンサーは、当該その他の混乱構成資産について、その単独の裁量において類似の代替手段があると考えられる場合、当該その他の混乱構成資産と代替構成資産を入れ替え、又は、その単独の裁量により当該その他の混乱構成資産について永久的に構成資産数量ゼロであると指定することもできます。

レベルの訂正

構成資産、為替レート又は(適用ある場合)その構成要素のいずれかについて、再設定、その他の調整又は修正が行われた場合、あるいは、当該構成資産、為替レート又はその構成要素に関して公表され又は裏付戦略計算代理人に対して提供されるレベルが、その当初の公表又は提供された後の合理的な期間内に訂正された場合、裏付戦略計算代理人は、当該再設定、調整、重大な修正又は訂正に対応して、関連する裏付戦略のために適切と見做す措置をとることができます。

ヘッジ混乱事由、不可抗力事由及びその他の混乱事由

裏付戦略スポンサー又は裏付戦略計算代理人が裏付戦略価値、バスケット価値及び/又は構成資産価値(適用ある場合)の計算を行うことを求められる日において、

- (i) 裏付戦略スポンサーが、裏付戦略、バスケット、構成資産、為替レート及び/又は、株式、証券、コモディティ、金利、外国為替相場、指標、その他これらの構成要素(それぞれを以下、「構成要素」といいます。)に関連する市場全体の状況の結果として、市場参加者が、商業的に合理的な努力を行った後に、当該裏付戦略、バスケット、構成資産、為替レート及び/又はこれらの構成要素に関するヘッジポジションの全て又は重要な部分の取得、構築、再構築、交換、維持、解消又は処分を行うことができなくなるか、又は、構成資産に関して(関係する裏付戦略補足書において明記された)追加的な市場混乱事由が発生したと判断した場合(以下、「ヘッジ混乱事由」といいます。)、
- (ii) システム障害、自然災害又は人的災害、天災、武力紛争、テロリズム、暴動又は労働争議、又はその他類似の、裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人又はこれらのいずれかの関係会社の合理的な統制の範囲を超える状況のため、当該裏付戦略、バスケット、構成資産、為替レート、及び/又はそれらの構成要素に対して、又はこれらの取引若しくはヘッジ取引に対して重大な影響を及ぼすと裏付戦略スポンサーが判断する事由(以下、「不可抗力事由」といいます。)が発生した場合、又は、
- (iii) バスケット、構成資産、為替レート、及び/又はそれらの構成要素(適用ある場合)に関して、以下の事由(以下の各事由を「その他の混乱事由」といいます。)が発生した場合、
- (a) 構成資産スポンサー又は構成資産データ・スポンサーが構成資産営業日に関して構成資産の参照レベルを公表することを怠った場合、
- (b) 構成要素のいずれかに関する正式なレベルについて、当該正式なレベルが通常公表されることが予定されている関連日において入手できない場合、
- (c) 適用のある場合、構成資産の参照取引所が、その通常の立会時間帯に開いていない場合又はその予定終了時間の前に終了した場合、
- (d) 裏付戦略計算代理人の合理的な判断により、当該裏付戦略、バスケット、構成資産、為替レート及び/又はこれらの構成要素の価値が明らかに不正確である場合、
- (e) 先物契約である構成資産の構成要素の終了価格が「制限価格」(当該先物契約の当該関連日における参照価格が、関連の取引施設において適用のある規則及び手続の下で許容されている最大金額により上昇又は下落することを意味する。)である場合、
- (f) 構成資産に関する構成資産混乱事由(承継指数資産事由又は異常事由を除く)が発生した場合、又は、
- (g) 為替レートについて為替レート混乱事由が発生した場合、

誠実に合理的な方法で行為する裏付戦略計算代理人は、以下を行うことができます。

(I) 当該日に関する裏付戦略価値を計算するために必要な限度のみにおいて、裏付戦略目的を可能な限り維持するために適切と見做す手法及び関連情報源を含む裏付戦略の条件に関する決定又は調整。

(II) 裏付戦略、バスケット、構成資産又はこれらの構成要素に関する適用のあるリバランス(それぞれを「関連リバランス」といいます。)を、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由及び/又はその他の混乱事由が継続していない裏付戦略営業日、バスケット営業日、構成資産営業日及び/又は取引所営業日(適用ある場合)(それぞれを「関連営業日」といいます。)の翌日まで延期し、関連リバランスの当該延期について適切と見做す裏付戦略の計算手法の調整を行うこと(但し、当該関連リバランスがもともと予定されていた日の6関連営業日後まで関連リバランスが延期され、当該6営業日目においてヘッジ混乱事由、不可抗力事由及び/又はその他の混乱事由が発生又は継続している場合、にもかかわらず、裏付戦略計算代理人は、当該6営業日目において当該関連リバランスを実施するために適切と見做す決定及び計算を行うものとします。)、及び/又は、

(III) ヘッジ混乱事由、不可抗力事由及び/又はその他の混乱事由が継続していない関連営業日の翌日まで裏付戦略価値の公表を停止すること。

為替レート及び関連日に関して、「為替レート混乱事由」とは以下を意味します(そして、以下の場合において為替レート関連事由が発生したものと見做されます。)。

- (i) 当該為替レートが二つ又は複数の為替レートに分断されること、
- (ii) いずれかの法域において、通常の法的手段を通じて適用のある参照通貨を円貨に交換することが一般的に不可能となる事由が発生し影響を及ぼしていること、
- (iii) 適用のある参照国について、(a)円貨を適用のある参照国の国内口座から適用のある参照国の外の口座に対して送金すること、又は(b)適用のある参照通貨のために適用のある参照国の国内の口座間で円貨を送金し、又は適用のある参照国の非居住者である当事者に送金することが、一般的に不可能となる事由が発生し影響を及ぼしていること、
- (iv) 以下を含むがこれに制限されない適用のある政府機関(以下において定義されます。)の借入金のための担保又は債務、又は保証に関する、不履行、期限の利益喪失事由その他類似の事由(以下で説明されます。)が発生したこと、
- (a) 当該担保、債務又は保証に関して、元本、利息その他の未払金額について(適用のある猶予期間に影響を与えることなく)、期限における全額支払いが不履行であること、
- (b) 宣言されたモラトリアム、支払停止、放棄、繰延、支払拒否、有効性に関する異議申立、又は当該担保、負債、又は保証に関する元本、利息、その他の未払金額の債務返済繰延、又は、
- (c) 当該債務の全ての債権者の同意を得ることなく、当該担保、債務又は保証に関して元本金額、利息その他の金額の支払条件が修正され、又は変更されること。

これらの目的において、不履行、期限の利益喪失事由、その他類似の条件若しくは事由の存在又は発生決定は、当該担保、債務又は保証を負担する当該政府機関の権限又は能力の欠如又は欠如の申立てに関わりなく行われます。

「政府機関」とは、参照国の、事実上の又は法律上の政府(又はその機関)、裁判所、裁決機関、行政機関、立法機関又はその他の政府当局、又は、金融市場の規制を行うその他の組織(民間又は公共団体)(中央銀行を含みます。)(ユーロに関して、欧州連合及び通貨がユーロである欧州連合参加国を随時含みます。)をいいます。

- (v) 裏付戦略スポンサー又はその関係会社のいずれかが、当該為替レートを当該為替レートについて通常利用される情報源から取得し、又は当該為替レートのファーム価格を取得することが不可能であるか合理的に実行不可能であること、
- (vi) 関連するいずれかの法域において、裏付戦略スポンサー又はその関係会社のいずれかの全て又は実質的に全ての構成資産を剥奪する関連する政府機関による没収、押収、徴用、国有化その他の行為が発生したこと、又は、
- (vii) 場合により、適用のある参照通貨及び/又は戦略通貨が存在しなくなり、新しい通貨と入れ替わったこと。

3. 裏付戦略手法の変更

手法の変更：表題「裏付戦略手法の変更」の本項において規定されている場合を除き、各裏付戦略の裏付戦略計算代理人は、以下に定めるところに従い、裏付戦略価値の計算及び決定に関して裏付戦略規定において規定される手法を採用するものとし、当該手法の適用は(明白な誤りがない場合)最終的であり拘束力をもちます。裏付戦略計算代理人は、裏付戦略価値の計算及び決定について、常に裏付戦略規定において規定される手法(以下、「裏付戦略手法」といいます。)を採用することを予定していますが、市場、法令、規制、裁判、金融、会計、その他の状況(構成資産、為替レート、裏付戦略及び/又はこれらの構成要素のいずれかに影響を及ぼす変更、停止、又は終了その他の事由、又は、裏付戦略を計算するために必要なデータを提供する第三者情報源の能力に影

響を及ぼすその他の事由を含みこれらに制限されません。)により、裏付戦略スポンサーの観点から、裏付戦略目的を維持するために当該裏付戦略手法の修正又は変更を必要とし、又は望ましくなるような事由が発生する可能性があります。裏付戦略スポンサーは、その単独の裁量により、市場、法令、規制、裁判、金融、会計、その他の状況の結果として必要であると判断する裏付戦略の構成、又は裏付戦略手法、又は裏付戦略の価値を計算するために使用される第三者情報源にその他の変更を行う権利を留保しています。

したがって、裏付戦略スポンサーは、裏付戦略手法又は裏付戦略価値の計算に用いられる第三者情報源から取得するデータについて、その単独の裁量により、適切であり、必要であり又は望ましいと見做す以下を含む(制限のない)修正及び/又は変更を行う権利を有します。

(i) 裏付戦略規定(関連する裏付戦略補足書を含みます。)に含まれる明白な誤り又は証明された誤りを修正すること。

(ii) 裏付戦略規定(関連する裏付戦略補足書を含みます。)に含まれる曖昧さ、矛盾、欠陥のある規定を修正し、訂正し又は補完すること。

(iii) 裏付戦略価値の計算の頻度を変更し、計算の頻度の変更を考慮に入れるために必要であると合理的に見做す裏付戦略手法の調整を行うこと。

(iv) 裏付戦略スポンサーにより意図的に引き起こされたものではない市場、法令、規制、裁判、金融、会計、その他の状況が発生し、当該状況が裏付戦略計算代理人による裏付戦略価値の計算及び決定を妨げており、関連する状況に関わらず裏付戦略価値の継続的な計算及び決定のためには裏付戦略規定に規定された手法の修正又は変更が必要である場合、裏付戦略計算代理人が裏付戦略価値の計算及び決定を継続することを許容すること、及び/又は、

(v) 修正及び/又は変更が、形式的、僅少又は技術的なものである場合、裏付戦略目的を維持すること。

上記で規定される修正を行うに際し、裏付戦略スポンサー及び/又は裏付戦略委員会(適用のある場合)は、当該修正又は変更が裏付戦略目的と矛盾しない手法を生じさせることを確保するものとします。但し、裏付戦略スポンサー及び裏付戦略計算代理人は、裏付戦略に関して、いかなる者に対する受託者責任を負うものではなく、当該修正を行うにあたり、いかなる者の利益を考慮することを求められるものでもありません。

裏付戦略委員会：裏付戦略に関して、裏付戦略スポンサーは、必須ではありませんが、裏付戦略委員会(以下、「裏付戦略委員会」といいます。)を設置することができます。仮に設置された場合、裏付戦略委員会は、裏付戦略スポンサーの従業員及び少なくともそれと等しい人数の、裏付戦略スポンサーの単独かつ絶対的な裁量により選定される関連する学術的又は専門的な経歴を有する外部のメンバーにより構成されます。裏付戦略スポンサーは、上記(i)から(iv)までにおいて規定される種類の裏付戦略手法の修正及び/又は変更について、その制限なく、裏付戦略委員会に提案し、その判断を求めることができます。

裏付戦略委員会が設置された場合、裏付戦略委員会の会議は、(a)裏付戦略委員会の過半数が出席し、かつ、(b)出席者の少なくとも半数が外部メンバーである場合に定足数を満たすものと見做されます。裏付戦略委員会の決定の承認については、当該決定を承認する(少なくとも1名の外部メンバーを含む)過半数の投票が必要です。

仮に設置された場合、裏付戦略委員会の役割、責任及び権限は、裏付戦略スポンサーにより予め定義され、裏付戦略手法、又は裏付戦略の裏付戦略価値を計算するために用いられる第三者情報源から取得するデータに関する変更の承認に限定され、各場合について、上記において許容され予定されているとおりに裏付戦略スポンサーが提案を行うものとします。加えて、裏付戦略委員会は、仮に設置された場合、曖昧さ、欠陥、誤り、不備及び矛盾について修正、訂正又は補完する提案を行い、経済的に重大ではない管理上の変更を行う権限を与えられています。

上記において規定される当該修正を提案するにあたり、裏付戦略委員会は、当該修正又は変更が裏付戦略目的と矛盾しない手法をもたらすことを確保します。

裏付戦略委員会は、仮に設置された場合、承認された修正の記録を保管します。当該記録及び裏付戦略委員会の各会議の議題及び議事録は、表題「裏付戦略価値及び裏付戦略の終了に関する入手可能な情報及び公開」の項の下にある連絡先に要求することにより、投資家により入手可能です。

Currency Exchange Rate

「為替レート」とは、各構成資産、当該構成資産の構成資産通貨及び構成資産営業日に関し、ロンドン午後4時における、当該構成資産通貨一単位を日本円に換算する現物仲値レートの終値として、WM Performance Services又はその承継会社により公表されるレートをいいます。

構成資産の概観

構成資産	構成資産通貨	構成資産リターン・タイプ	最小構成比率	最大構成比率	リバラン ス制約	当初構成 資産構成 比率	構成資産管 理費用レ ート	構成資産 取引費用 レート*
日本株式先物ローリング戦略指数	日本円	トータル・リターン	0%	25%	8.00 ニット	3.9%	25 bps.	2 bps
米国株式先物ローリング戦略指数	米ドル	トータル・リターン	0%	25%	12.60 ニット	6.1%	15 bps.	2 bps
欧州株式先物ローリング戦略指数	ユーロ	トータル・リターン	0%	25%	4.30 ニット	1.0%	20 bps.	2 bps
英国株式先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	英ポンド	トータル・リターン	0%	25%	3.50 ニット	2.9%	25 bps.	2 bps
カナダ株式先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	カナダ・ドル	エクセス・リターン	0%	25%	2.25 ニット	3.5%	30 bps.	4 bps
豪州株式先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	オーストラリア・ドル	エクセス・リターン	0%	25%	3.00 ニット	3.9%	35 bps.	5 bps
スイス株式先物ローリング戦略指数	スイス・フラン	トータル・リターン	0%	25%	1.80 ニット	0.0%	30 bps.	4 bps
スウェーデン株式先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	スウェーデン・クローナ	エクセス・リターン	0%	15%	2.00 ニット	0.2%	30 bps.	4 bps
香港株式先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	香港ドルHKD	エクセス・リターン	0%	5%	3.00 ニット	1.4%	50 bps.	4 bps
日本債券先物ローリング戦略指数	日本円	トータル・リターン	0%	40%	10.00 ニット	3.0%	10 bps.	2.5 bps

構成資産	構成資産 通貨	構成資産 リターン・ タイプ	最小構 成比率	最大構 成比率	リバラ ンス制 約	当初構 成資 産構 成比 率	構成資産管 理費用レ ート	構成資産 取引費用 レート*
米国債券先物ローリング戦略指数	米ドル	トータル・ リターン	0%	40%	15.00 ニット	13.2%	10 bps.	2.5 bps
欧州債券先物ローリング戦略指数	ユーロ	トータル・ リターン	0%	40%	10.00 ニット	19.4%	12.5 bps.	3.13 bps
英国債券先物ローリング戦略指数	英ポンド	トータル・ リターン	0%	40%	4.00 ニット	16.3%	16 bps.	4 bps
GS10年カナダ国債先物終値指数N1クラスC	カナダ・ ドル	エクセス・ リターン	0%	25%	2.80 ニット	4.6%	13.33 bps.	3.33 bps
GS10年オーストラリア国債先物終値指数N1クラスC	オースト ラリア・ ドル	エクセス・ リターン	0%	25%	2.80 ニット	5.3%	16 bps.	4 bps

*上記表において明記される構成資産管理費用レート及び構成資産取引費用レートは、本書作成日(上に明記)時点のものであり、随時、費用修正手法の条件に従い修正され得ます。

*構成資産は本書作成日(上に明記)時点のものであり、変更する可能性があります。

構成資産取引日

構成資産	構成資産取引日
日本株式先物ローリング戦略指数	東京証券取引所の取引暦に基づく営業日
米国株式先物ローリング戦略指数	シカゴ・マーカントイル取引所の取引暦に基づく営業日
欧州株式先物ローリング戦略指数	ユーレックス取引所の取引暦に基づく営業日
英国株式先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	英国金融契約に関するインターコンチネンタル取引所の取引暦に基づく営業日
カナダ株式先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	モントリオール取引所の取引暦に基づく営業日
豪州株式先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	オーストラリア証券取引所の取引暦に基づく営業日
スイス株式先物ローリング戦略指数	(a) ユーレックス取引所の取引暦、(b) スイスの銀行営業日、そして (c) スイス証券取引所の取引暦に基づく営業
スウェーデン株式先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	ナスダックOMXストックホルム取引所の取引暦に基づく営業日
香港株式先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	香港取引所のデリバティブ契約の取引暦に基づく営業日
日本債券先物ローリング戦略指数	東京証券取引所の取引暦に基づく営業日
米国債券先物ローリング戦略指数	シカゴ・マーカントイル取引所の取引暦に基づく営業日

構成資産	構成資産取引日
欧州債券先物ローリング戦略指数	ユーレックス取引所の取引暦に基づく営業日
英国債券先物ローリング戦略エクセス・リターン指数	英国金融契約に関するインターコンチネンタル取引所の取引暦に基づく営業日
GS10年カナダ国債先物終値指数N1クラスC	土日以外の平日で、(i) モントリオール取引所が10年カナダ債券先物の取引を行う日、(ii) 12月24日、もしくは12月24日が土日の場合直前の金曜日、(iii) 12月31日もしくは12月31日が土日の場合直前の金曜日、のいずれかにも相当しない日
GS10年オーストラリア国債先物終値指数N1クラスC	土日以外の平日で、(i) オーストラリアの証券取引所が10年オーストラリア債券先物の取引を行う日、(ii) 12月24日、もしくは12月24日が土日の場合直前の金曜日、(iii) 12月31日もしくは12月31日が土日の場合直前の金曜日、のいずれかにも相当しない日

リスク要因

[参照戦略特有のリスク要因]参照戦略への投資は、ダイリューションの対象となる可能性があり、それにより当該投資における利益が制限される可能性があること

参照ボラティリティがボラティリティ目標を超過した場合、参照戦略はダイリューションの対象になる可能性があり、参照戦略に連動する商品の投資家は、裏付戦略の価値の上昇による利益を全面的に享受することができない可能性があります。ダイリューションとは、投資による利益又は損失が当該投資へのエクスポージャーを減少させる乗数の対象となり、それにより当該投資の価額が減少した場合にボラティリティ及び損失のリスクが減少し、当該投資の価額が上昇した場合には潜在的な利益が減少することをいいます。投資家は、参照戦略の裏付戦略の価額の増減により、参照戦略に連動した投資商品に関して、参照戦略の裏付戦略の価額の増減と同じ程度の増減を享受しない可能性があることを認識する必要があります。

ボラティリティ及び戦略リスク

参照戦略は、裏付戦略に対する名目的なボラティリティが制御されたエクスポージャーを提供することを目的とするボラティリティ調整機能を有しています。これは、所定のボラティリティ目標3%に関して、約12か月間のルックバック期間に実現した構成資産のボラティリティの実績に基づき、定期的に裏付戦略に対する参照戦略のエクスポージャーを増減することにより達成されます。裏付戦略について実現したボラティリティの増加は、参照戦略の当該裏付戦略に対するエクスポージャーを減少させる可能性があり、その逆もあり得えます。将来実現する裏付戦略のボラティリティは、過去において実現した当該裏付戦略のボラティリティとは異なる可能性があり、このことから、過去に実現したボラティリティではなく、将来に実現したボラティリティに基づいて計算した場合には、裏付戦略構成比率と参照戦略の実績が異なる可能性があります。

[裏付戦略特有のリスク要因]

利益相反

以下の利益相反のリストは、完全なリストではなく、また、裏付戦略に関係する全ての利益相反関係の説明するものではありません。

ゴールドマン・サックス・グループの役割の概観

ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略に関連して多様な役割を担います。

(i) ゴールドマン・サックス・インターナショナルが裏付戦略の裏付戦略計算代理人である場合、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、裏付戦略計算代人の資格において、裏付戦略価額を計算し、これを公表し、また、裏付戦略スポンサーの資格において、当該裏付戦略に関する一定の決定を随時行う責任を負います。

(ii) 裏付戦略は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが開発したアルゴリズムに基づき、設計・運営されます。とりわけ、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、パラメータを設定し、各裏付戦略を運営します。以下に定める限られた場合を除き、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、各裏付戦略の運営に関していかなる裁量も行使せず、また当該裏付戦略に関していかなる受託者責任も有していません。ゴールドマン・サックス・インターナショナルがその裁量を行使し得る場合は、「混乱事由及びその結果」、「裏付戦略のメソッドロジーの変更」及び「費用及び経費等の控除が及ぼす裏付戦略価額への影響」において定める状況を含み、これらに限られません。

(iii) ゴールドマン・サックス・グループは、総合金融サービスグループであり、このことから、以下に詳細するとおり、裏付戦略の裏付戦略価額や構成資産に有利又は不利な影響を及ぼす可能性のある市場活動全般に従事しています。

(iv) ゴールドマン・サックス・グループの会社は、裏付戦略の一又は複数の構成資産のスポンサー及び/又は計算代理人である可能性があり、その資格において、当該裏付戦略の裏付戦略価額に重大な影響を及ぼす可能性のある決定を行う権限を有しています。

潜在的な利益相反

ゴールドマン・サックス・グループは、同社グループが商業的に合理的であると考える方法でその債務を履行しますが、同社グループが履行する裏付戦略に関連する役割と同社グループの利益が相反する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、とりわけその他の事業において、裏付戦略、裏付戦略に連動した商品、構成資産又はその構成要素、及び/または構成資産又はその構成要素が参照し、又は構成資産又はその構成要素に連動する投資商品について、現物の又は経済的その他の利益を有する取引を締結する可能性があり、自ら適切とみなす一定の措置を講じ、又はその他の行為を行う可能性があります。以下の行為を含む、これらの行為により、当該裏付戦略の裏付戦略価額の水準が不利な影響を受ける可能性があります。

(i) ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略に連動する商品、その構成資産、構成資産若しくはその構成要素が参照する投資商品若しくは構成資産若しくはその構成要素に連動する投資商品及びその他数多くの関連する投資商品の取引を活発に行っています。これらの行為は、裏付戦略価額に不利な影響を及ぼす可能性があり、さらに当該裏付戦略に連動する投資商品からのリターン及びその価額に影響を及ぼす可能性があります。

(ii) ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略、これに連動する投資商品、構成資産若しくはその構成要素、又は構成資産が参照し若しくは構成資産に連動する投資商品に係る情報へのアクセスを持つ可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、当該裏付戦略に連動する商品を手し又は締結する者の利益のため、当該情報を利用する義務を負うものではありません。

(iii) ゴールドマン・サックス・グループが行う特定の取引活動は、裏付戦略に連動する商品を手する投資家の利益と相反する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループは、これらの取引活動に関して多額の利益を受領し、当該裏付戦略に参照される投資商品の価額が減少する可能性があり、以下を含むものとします。

(a) ゴールドマン・サックス・グループ及びその他の当事者は、裏付戦略その他類似する戦略、構成資産若しくはその構成要素を参照する追加的な有価証券を発行又は引受ける可能性があり、また、（裏付戦略その他類似の戦略、構成資産若しくはその構成要素が参照する）その他の金融商品若しくはデリバティブ商品、又は、投資商品を取引する可能性があります。これらの有価証券又は投資商品への投資及び取引量の増加により、裏付戦略の運用成績に不利な影響を及ぼす可能性があり、また当該裏付戦略の裏付戦略価額に影響を及ぼすことがあり、よって当該裏付戦略に連

動する商品の満期における支払金額及び当該商品の満期前の価額に影響を及ぼす可能性があります。これらの有価証券又は投資商品は、裏付戦略に連動する商品と競合する可能性もあります。このように競合する商品を市場に提供することで、ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略に連動する商品の市場価額及び当該商品の満期（又はその他の支払日）における支払金額に不利益な影響を及ぼす可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループが、これらの有価証券、その他類似の金融商品若しくは投資の発行体、代理人若しくは引受人として行為する場合、これらの有価証券又は投資商品に関する同グループの利益は、裏付戦略に連動する商品の保有者の利益とは逆方向になる可能性があります。

(b) ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略、これに連動する商品、構成資産若しくはその構成要素、又は構成資産により参照され、又は連動する投資商品に対するエクスポージャーを、関連会社又は第三者との間でヘッジすることを選択できますが、その義務を負うものではありません。当該関連会社又は第三者は、同様に、直接又は間接に、一部又はすべてのエクスポージャーをヘッジ（先物およびオプション市場で行われる取引を通じて行われるヘッジを含みます。）する可能性があります。ゴールドマン・サックス・グループがエクスポージャーをヘッジすることを選択した場合、裏付戦略に連動する商品、構成資産若しくはその構成要素、構成資産若しくはその構成要素が参照する商品若しくは構成資産若しくはその構成要素に連動する投資商品、又はその他の商品を、当該裏付戦略を参照する投資商品のために当該裏付戦略の価額が算出される日以前に、購入又は売却することによって、当該ヘッジを調整又は解消することができます。ゴールドマン・サックス・グループはまた、裏付戦略又は構成資産若しくはその構成要素に連動するその他の商品に関連するヘッジ取引を締結、調整又は解消することができます。当該ヘッジ取引のすべては、裏付戦略の裏付戦略価額、並びに当該裏付戦略に連動するすべての商品に悪影響を及ぼす可能性があります。

(c) ゴールドマン・サックス・グループが行う特定の取引活動が、裏付戦略に連動する商品を購入する投資家の利益と相反する場合があります。例えば、上記で述べたように、ゴールドマン・サックス・グループは、自己の債務（もしあれば）をその関連会社又は第三者との間でヘッジすることを選択できます。ゴールドマン・サックス・グループは、これらの取引活動により多額の利益を受領し、他方で当該裏付戦略を参照する投資商品の価額は減額する可能性があります。

(d) ゴールドマン・サックス・グループは、裏付戦略、構成資産若しくはその構成要素及び/又は構成資産若しくはその構成要素が参照する又は構成資産若しくはその構成要素に連動する投資商品に連動する一又は複数の商品に関して、自己勘定のための取引、自らが資産運用を行うその他の勘定のための取引、顧客のためのファシリテーション取引（ブロック取引を含みます。）を行う可能性があります。これらの取引の過程において、これらの活動のいずれも、直接又は間接に、構成資産若しくはその構成要素、又は構成資産若しくはその構成要素が参照する投資商品又は構成資産若しくはその構成要素に連動するその他の投資商品の水準に影響を及ぼすことで当該裏付戦略の裏付戦略価額に不利な影響を及ぼす可能性があり、よって当該裏付戦略に連動する商品の市場価値及び当該商品の満期における支払額にも影響を及ぼす可能性があります。

(iv) 裏付戦略の運営者又はスポンサーとしてのゴールドマン・サックス・インターナショナルは、表題「混乱事由及びその結果」、「裏付戦略のメソドロジーの変更」、及び「費用及び経費等の控除が及ぼす裏付戦略価額への影響」において定める状況を含み、これらに限られない特定の状況下において、裏付戦略及びこれに連動する商品に影響を及ぼす様々な決定を行う裁量を有しています。ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、裏付戦略に連動する商品（ゴールドマン・サックス・グループの関連会社により発行された商品を含みます。）の満期又は期限前償還時における現金による支払金額を算出するためにこれらの裁量行使を行使することができます。ゴールドマン・サックス・インターナショナルによるこれらの裁量の行使は、当該裏付戦略の裏付戦略価額及び当該裏付戦略に連動する当該商品の価額に不利益な影響を及ぼす可能性があります。裏付戦略のメソドロジーを変更する裏付戦略スポンサーによる裁量の行使は、裏付戦略及び/又はその構成資産若しくは当該構成資産が参照し又は当該構成資産に連動する一又は複数の商品に関する、裏付戦略スポンサーによる自己勘定のための取引、資産運用を行うその他の勘定のための取引、顧客のためのファシリテーション取引に関して多額の利益をもたらす可能性があります。

(v) 裏付戦略の一又は複数の構成資産の運営者又はスポンサーとして、ゴールドマン・サックス・グループの関連会社は、当該裏付戦略の裏付戦略価額に不利な影響を及ぼす決定（一又は複数の構成資産の価額の公表の中断を含み、これに限られません。）をする裁量を有する可能性があります。

ます。ゴールドマン・サックス・グループの関連会社は、裏付戦略又はこれに連動する商品の投資家に配慮せずに当該裁量を行使します。

(vi) ゴールドマン・サックス・グループは、将来において、裏付戦略又は一若しくは複数の構成資産と類似又は同一のコンセプトを有するその他の指数を設定し公表する可能性があります。しかしながら、裏付戦略補足書に定める構成資産の参照水準のみが、当該裏付戦略の計算に使用される価格水準です。従って、公表された指数が、いかなる投資家によっても、構成資産の価格水準として扱われることはありません（但し、裏付戦略スポンサー又は裏付戦略計算代理人が、上記に定めるとおり、構成資産の価格水準として扱うことを決定した場合を除きます。）。

(vii) ゴールドマン・サックス・グループは、（例えば、裏付戦略に関連する構成資産に関して）当該裏付戦略に連動する商品への投資と矛盾する調査を公表し、意見を表明し、又は推奨を提供する可能性があります。それらはいつでも変更される可能性があります。当該調査、意見又は推奨は、投資家が関連する構成資産を購入又は保有することについて推奨又は推奨しない可能性があります。当該裏付戦略又は当該裏付戦略に連動する商品の価額及び/又は運用成績に影響を及ぼす可能性があります。

各裏付戦略はアクティブ・マネージド型であること

裏付戦略の構成資産に対する構成資産数量は、リバランス条件に従い、裏付戦略リバランス代理人によりバスケット・リバランスに基づき指定されます。当該バスケット・リバランスが、裏付戦略の運用成績を向上させる保証又は確実性はありません。裏付戦略リバランス代理人が、構成資産の構成資産数量に変更を加えないことを選択し、又は、リバランス条件を充足する構成資産数量の変更の提案がされない場合、構成資産数量は変更せずに存続します。

バスケット・リバランスが裏付戦略のパフォーマンスを向上させる保証はありません。裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人、又はこれらの者の関連会社のいずれも、裏付戦略リバランス代理人の選択した構成資産数量又は裏付戦略のパフォーマンスについて、責任を負うものではありません。裏付戦略スポンサー又は裏付戦略計算代理人のいずれも、提案されたバスケット・リバランスが裏付戦略の投資家にとって最善の利益となるか否かについて評価する権限を持つものではなく、それを行うものでもありません。

さらに、リバランス条件は、裏付戦略リバランス代理人が、市場、政治、金融等の要因を考慮して適切と考える迅速性、頻度又は程度において裏付戦略の構成資産の構成資産数量をリバランスすることを妨げる可能性があります。その結果、裏付戦略の投資家は、自ら構成資産に投資し、又はより少ない制限のマネージド型商品へ投資する投資家よりも多くの又は少ないリスクが伴う可能性があります。リバランス条件は、裏付戦略の裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人、及び裏付戦略リバランス代理人の間で、当該裏付戦略の設定日に合意されます。裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人又は裏付戦略リバランス代理人のいずれも、他の当事者の同意なしに、一切のリバランス条件を変更する権限を有していません。

裏付戦略スポンサー、裏付戦略計算代理人若しくは裏付戦略リバランス代理人又はこれらの各関連会社のいずれも、裏付戦略について、順調な運用成績又は、マネージド型であるか否かを問わず、他の指数又は戦略よりも高い運用成績を達成できる旨の明示的又は黙示的な表明を行うものではありません。

裏付戦略スポンサーは、特定の限定された状況下において、バスケット・リバランス案を拒絶することができること

裏付戦略に関して、構成資産数量案及び/又はバスケット・リバランス予定日が、バスケット・リバランス決定予定日においてリバランス条件を充足しない場合、裏付戦略スポンサーは、当該提案を全体として拒絶することができ、バスケット・リバランスは行われません。裏付戦略スポンサーは、かかる判断を下す場合、裏付戦略に対するいかなる投資家の利益も配慮せずに当該裁量を行使します。

一度実施されたバスケット・リバランスは、事実上リバランス条件が充足されていなかったことに基づいて無効とされることはありません。裏付戦略スポンサーの決定は、全ての状況の下において

終局的かつ拘束力を有し、裏付戦略スポンサー又はその関連会社のいずれも、責任を負うことはありません。

裏付戦略スポンサーは、当該裏付戦略スポンサー及び/又はその関連会社が適用のある内部方針又は法令により取引の締結を制限される場合は、バスケット・リバランス案を拒絶できること

バスケット・リバランス案に関して、裏付戦略スポンサーが、適用のある内部方針又は法令により、当該裏付戦略スポンサー及び/又はその関連会社が関連する構成資産のいずれかに関する取引の締結が制限されると判断する場合、バスケット・リバランス案は全体として拒絶される可能性があります、バスケット・リバランスは行われません。

裏付戦略の過去の水準は、将来の運用成績の指針とならない可能性があること

裏付戦略の過去の運用成績は、将来の運用成績の指針とはなりません。裏付戦略は、過去の特定の資産の運用成績に基づくものであり、過去の所定の期間のデータを利用して市場の傾向を捉えることを目的としています。しかしながら、裏付戦略の将来における実際の運用成績は、裏付戦略の過去の運用成績とほとんど関連性がない可能性があります。

裏付戦略への投資は、レバレッジの影響を受ける可能性があり、それは当該投資のリスクを増大させる可能性があること

裏付戦略のその構成資産に対する絶対的な全体のエクスポージャーは、レバレッジが作用している可能性があります。本件に関して、レバレッジとは、裏付戦略が、構成資産における有利又は不利な変化に対して増大されたエクスポージャーを持ち、買い持ち構成資産の価値の減少と売り持ち構成資産の価値の増加の両方が発生した場合にボラティリティ及び損失リスクが拡大することを意味します。

裏付戦略への投資は、ダイリューションの対象になる可能性があり、それにより当該投資における利益が制限される可能性があること

裏付戦略はダイリューションの対象になる可能性があり、裏付戦略に連動する商品の投資家は、バスケット又は構成資産の価値が(エクスポージャーがロングであるかショートであるかにより)上昇又は減少することによる利益を全面的に享受することができない可能性があります。ダイリューションとは、投資による利益又は損失が当該投資へのエクスポージャーを減少させる乗数の対象となり、それにより当該投資の価値が減少した場合にボラティリティ及び損失のリスクが減少し、当該投資の価値が上昇した場合には潜在的な利益が減少することをいいます。投資家は、バスケット又は構成資産の価額の増減により、裏付戦略に連動した投資商品に関して、バスケット又は構成資産の価額の増減と同じ程度の増減を享受しない可能性があることを認識する必要があります。

ボラティリティ及び裏付戦略リスク

日次ボラティリティ調整機能は、構成資産に対して、ボラティリティが制御された名目的なエクスポージャーを提供することを目的としています。これは、ボラティリティ目標に関連する参照ボラティリティ(該当する裏付戦略補足書に定めます。)に基づき、定期的に構成資産に対する当該裏付戦略のエクスポージャーを増減し、これにより当該裏付戦略の裏付戦略現金口座に対するエクスポージャーを増減することにより達成されます。ボラティリティ目標は、固定の数値、あるいは、所定の数式に基づき計算される変数(この場合、ボラティリティ目標は時間とともに変動するものとし、)のいずれかになります。ボラティリティ目標の減少は、構成資産に対する当該裏付戦略のエクスポージャーを減少させ、これにより当該裏付戦略の裏付戦略現金口座に対するエクスポージャーを増加させます。

日次ボラティリティ調整機能の適用がある場合、バスケット価額が上昇し、同時に参照ボラティリティがボラティリティ目標を超過する期間について、日次ボラティリティ調整機能が適用されない類似の裏付戦略と比較して裏付戦略の運用成績の低下が観測される可能性があります。当該市場環境の例は、ボラティリティが高い期間の後の、バスケット価値の急激な回復となります。日次ボラティリティ調整機能は、裏付戦略に連動するオプションに基づく支払のための改善された参加の観点及び裏付戦略の運用成績の観点の双方において、短期の投資に向けて設計されたものではありません。

裏付戦略の運用成績データは、当該裏付戦略の設定日以降についてのみ存在します。裏付戦略の過去の運用成績データは限定的である可能性があること

裏付戦略は、関連する裏付戦略設定日以降についてのみ計算され、従ってそれ以前の運用成績データは存在しません。加えて、特定の構成資産に関する過去の運用成績データは限定的である可能性があります。その結果として、そのリターンが裏付戦略又は当該構成資産に連動する投資商品には、過去の実績が立証されている指数又は戦略に連動したエクスポージャーと比べて大きなリスクを伴う可能性があります。

裏付戦略が、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由又はその他の混乱事由の対象となる可能性があること

裏付戦略に関して、ヘッジ混乱事由、不可抗力事由又はその他の混乱事由が発生又は存続している場合、裏付戦略計算代理人は、当該裏付戦略に関する一定の調整を行うものとし、それらは、裏付戦略価額を計算するためのメソドロジー及び関連する情報源の調整、関連するリバランスの延期又は裏付戦略価額の公表の中断を含みます。裏付戦略計算代理人が、メソドロジー及び関連する情報源の調整を行い、又は関連するリバランスを延期した場合、裏付戦略価額は、当該ヘッジ混乱事由、不可抗力事由又はその他の混乱事由が発生していなかった場合とは異なるものとなり、予測不能に変動し、下落する可能性があります。

構成資産の価値についてゴールドマン・サックス・グループにより提供される情報は、将来の運用成績の指針とならない可能性があること

いずれかの構成資産に関する運用成績についてゴールドマン・サックス・グループから提供される情報は、情報の提供の目的においてのみ行われるものであり、裏付戦略に連動する商品の投資家は、当該情報を将来の水準又は評価額の変動の範囲又は傾向を示すものとみなしてはならないものとし、当該情報は、関連する裏付戦略のメソドロジーにおいて用いられた実際の価額や水準とは異なる可能性があります。

ゴールドマン・サックス社債/国際分散投資戦略ファンド2018-07(以下「当ファンド」)は、アセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.(以下「使用許諾者」)の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社(以下「ゴールドマン・サックス」と総称)との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。

< 商品分類 >

・ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型 (条件付運用型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・ 商品分類定義

単位型	当初、募集された資金が1つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、「株式」、「債券」、「不動産投信」および「その他資産」のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
補足分類	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・ 属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		ブルベア型
債券 一般 公債 社債	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州	あり ()	条件付運用型
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		ロング・ショート 型 / 絶対収益追求 型
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	なし	その他 ()
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) 「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 当ファンドが該当する属性区分を

・ 属性区分定義

債券・社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

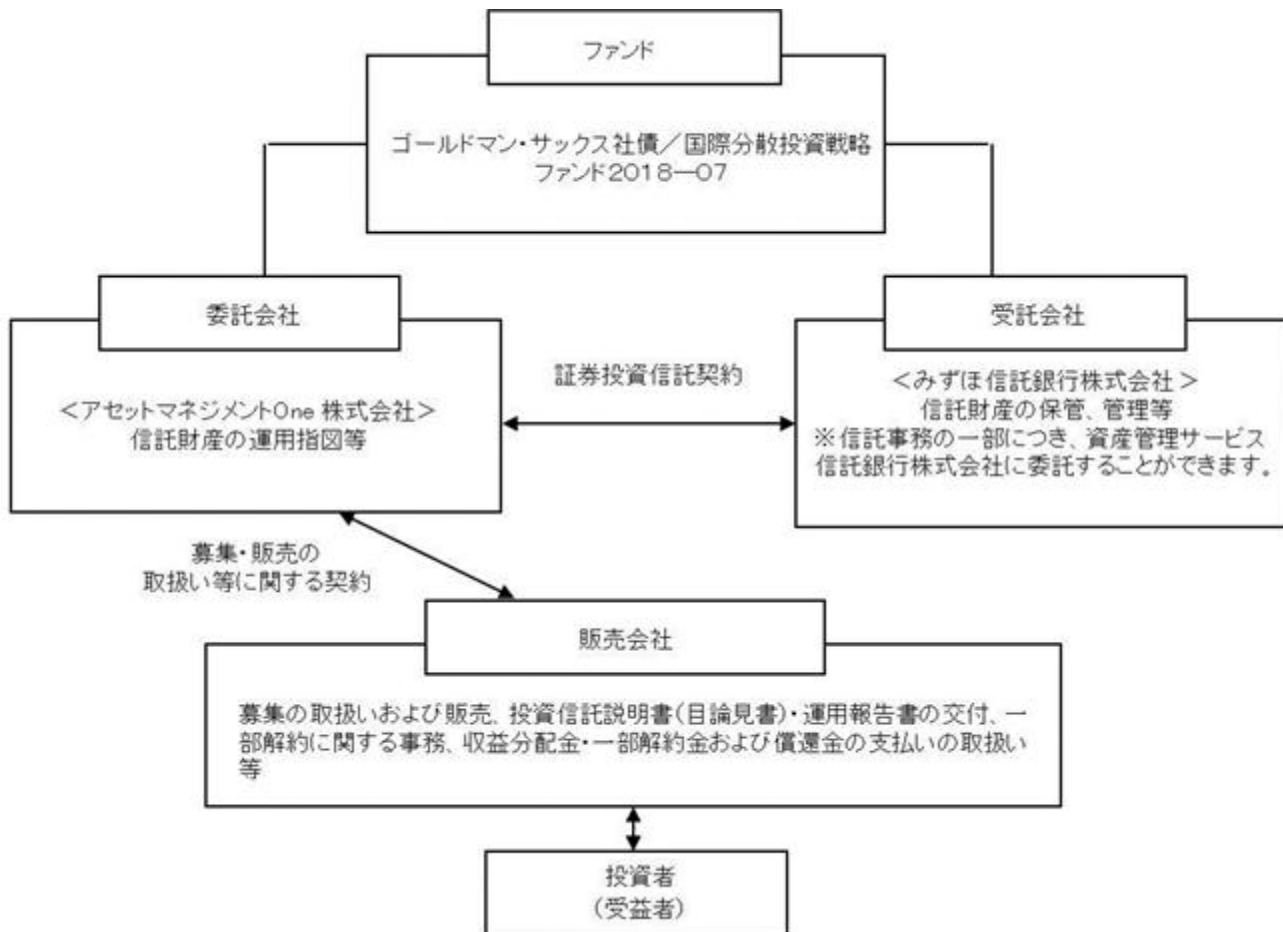
(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年7月31日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2019年8月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2019年8月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

<投資対象>

ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する円建債券を主要投資対象とします。

<投資態度>

ファンドはゴールドマン・サックスが発行する円建債券^{*1}（以下、ゴールドマン・サックス社債）に高位に投資^{*2}し、設定日から約10年後の満期償還時の当ファンドの償還価額^{*3}について、元本確保をめざします^{*4}。

*1 ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

*2 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

*3 ファンドは、信託期間約10年の単位型投資信託です。

*4 投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中にファンドを解約した場合やファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

ファンドは国際分散投資戦略の収益により決定されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

・国際分散投資戦略は、アセットマネジメントOne株式会社が独自に開発した計量モデルに基づきます。

・国際分散投資戦略の実質的な投資対象は、株価指数先物（日本、米国、欧州、英国、カナダ、豪州、スイス、スウェーデン、香港等）、債券先物（日本、米国、ドイツ、英国、カナダ、豪州等）です。

・国際分散投資戦略はその目標リスク水準が年率3%程度にコントロールされます。

・ゴールドマン・サックス社債の利金は固定クーポンに実績連動クーポンを加えて算出されます。

・固定クーポンは、每期一定水準支払われます。

・実績連動クーポンは、運用開始基準日以来^{*5}の国際分散投資戦略の累積収益率を経過年数で割った率にほぼ連動する水準^{*6}に決定します。

*5 運用開始基準日は2018年8月1日です。

*6 連動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

ファンドはゴールドマン・サックス社債の利金収入から諸コスト等^{*7}を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に分配を行うことをめざします。

*7 信託報酬（成功報酬を含む）およびその他の費用等です。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(約款第14条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲等(約款第15条第1項)

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で上記1.~11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、15.で定めるものを除きます。)
15. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。))または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 18. 預託証券または預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに15.の証券ならびに12.および18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

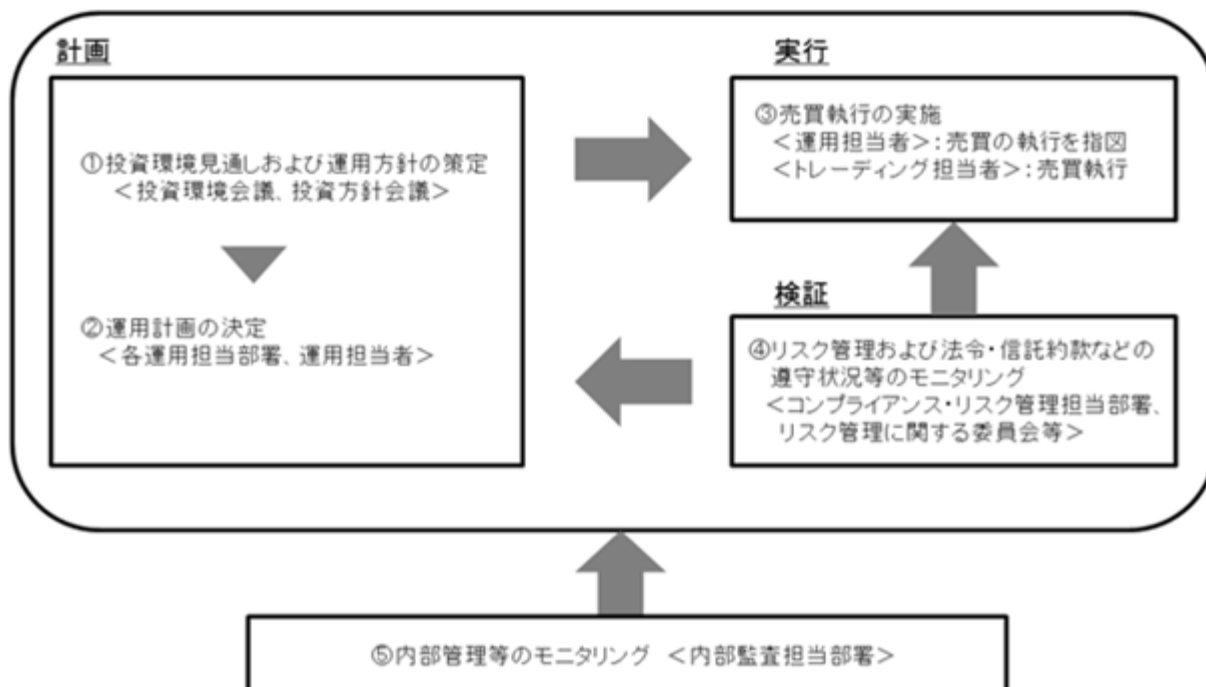
運用の指図範囲等(約款第15条第2項)

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2019年8月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日))に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれが多い額とします。
- (2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

- (1) 信託期間中の収益分配は、(2)に掲げる収益分配可能額の範囲内で、上記 収益分配方針にしたがって行います。
- (2) 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、約款第40条、第41条第1項および第3項の規定による支出金控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次の1.2.に掲げる額とします。
 1. 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額、または、信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から約款第40条、第41条第1項および第3項に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれが多い額
 2. 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から約款第40条、第41条第1項および第3項に規定する支出金ならびに計算期間中の一部解約にかかる配当等収益に相当する額を控除した額

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

株式への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する円建債券の投資割合には、制限を設けません。(約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限)

投資する株式等の範囲(約款第18条)

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(約款第20条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の1.~6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.~6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図(約款第21条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第22条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引、もしくは金融指標の約定した期間における変化

率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引またはこれに類する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- 2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- 4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとし、

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第23条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
- 4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとし、

デリバティブ取引等にかかる投資制限(約款第24条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとし、

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、
- 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、
- 2)上記1)1.2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

公社債の空売りの指図および範囲(約款第26条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、
- 2)上記1)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとし、

- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲(約款第27条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図(約款第29条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と、信託財産にかかる為替の売予約との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 4) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第35条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク

< 債券 >

金利の変動は、公社債等の価格に影響を及ぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する円建て債券は、国際分散投資戦略の収益率に基づき每期クーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利やゴールドマン・サックスの信用状況に変化がない場合でも、国際分散投資戦略の収益率が低下することにより今後のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、債券価額が下落し、基準価額が下落する要因となります。

< 国際分散投資戦略 >

当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となる国際分散投資戦略の収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

国際分散投資戦略は内外の株価指数先物および債券先物を実質的な投資対象とし、資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、国際分散投資戦略の収益率が下落する要因となります。

国際分散投資戦略については、内外の株価指数先物・債券先物取引を行うため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、国際分散投資戦略の収益率が下落する可能性があります。

国際分散投資戦略の実質的な投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、国際分散投資戦略の収益率が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが投資するゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナル発行の円建て債券はザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証を行います。ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用力が業績悪化・経営不振などにより著

しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が著しく下落する可能性があります。

銘柄集中リスク

ファンドは特定の債券(単一銘柄)を組み入れ、原則として銘柄入替えを行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が著しく下落する要因となります。

流動性リスク

当ファンドが投資する円建て債券は、市場混乱等があった場合、発行体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、円建て債券の発行体等の信用リスクが顕在化した場合等には、当該円建て債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することがあります。

早期償還リスク

当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行(デフォルト)となった場合、または法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

<投資対象とする債券が債務不履行(デフォルト)となる主な場合>

1. 発行体および保証体が元金の支払いを怠った場合
2. 発行体および保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日が経過しても利息の支払いが行われなかった場合
3. 発行体の解散もしくは清算の命令がなされたか、発行体の解散もしくは清算のための有効な決議が可決された場合(ただし、支払能力がある時点で行われる合併、組織再編もしくはリストラクチャリングを目的としてまたはこれらの手続きに従って行われる場合を除く。)
4. 承継発行体(ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクもしくはその完全子会社に限られます。)が債券の発行要項に従って発行体のすべての債務を承継した場合には、当該承継発行体について、当該承継発行体の設立法域の法律に基づき、または当該承継発行体が倒産手続きに関するEU規則(Council Regulation (EC) No. 1346/2000)上の「主たる利益の中心」("centre of main interest")を有する国の法律に基づき、上記3に記載の事由と類似の効果を持つ事由が生じた場合

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

- ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の受付を取り消すことができるものとします。

委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする債券の発行体等が債務不履行(デフォルト)となった場合、または当該債券が法令もしくは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後に信託を終了(繰上償還)させます。

当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、国際分散投資戦略の指数に重大な変更があった場合もしくは算出・公表が停止等された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中で信託を終了(繰上償還)する場合があります。

国際分散投資戦略の指数に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合等には、組入債券の発行要項により、利金の条件等が変更となります。この場合、分配を行わない場合があります。

税率の引き上げ、管理諸費用の増加等当初想定しえなかった費用が発生した場合には、ファンドの償還価額は投資元本を下回る水準となる可能性があります。

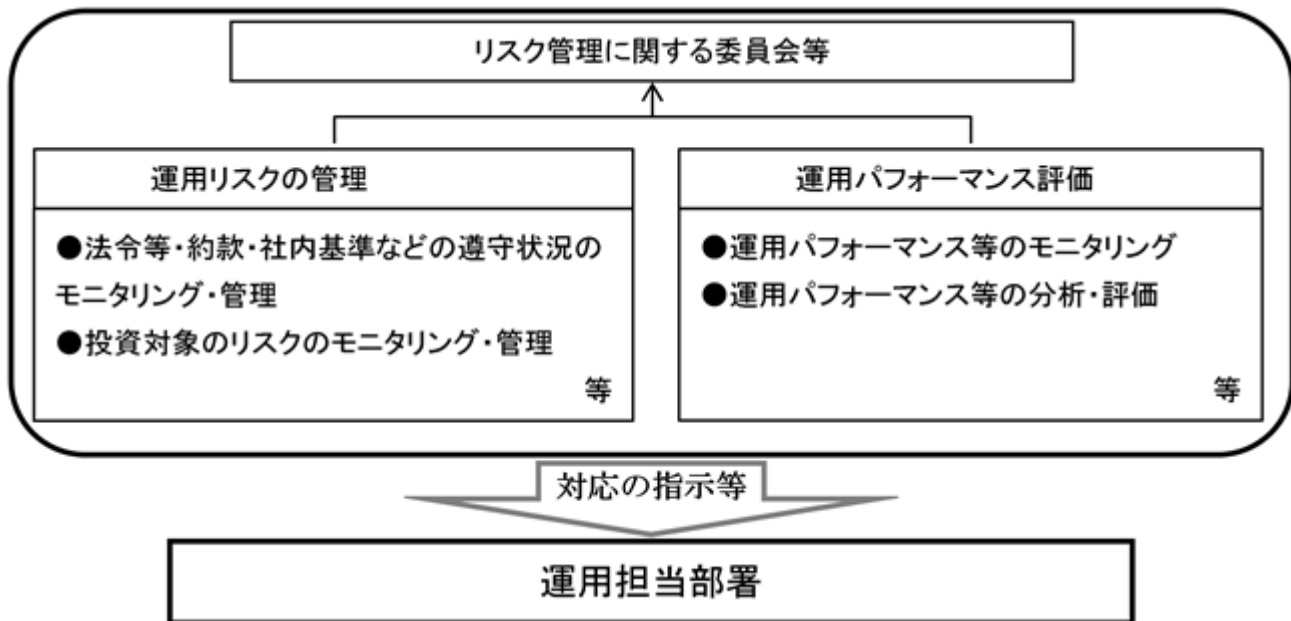
注意事項

- ・当ファンドは、社債などの値動きのある資産(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ・投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ・投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<リスク管理体制>

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2019年8月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

1口当たり1円に1.08%(税抜1.00%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は以下の 基本報酬額に 成功報酬額を加えて得た額とします。

基本報酬額

ファンドの日々の信託財産の元本総額に対して年率0.319%(税抜0.29%)以内^{*1}

基本報酬 = 運用期間中の元本 × 基本報酬率

基本報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末、信託契約の一部解約または信託終了のときに、基本報酬にかかる消費税および地方税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額とともに信託財産から支払われます。

*1 2019年11月13日現在は年率0.319%(税抜0.29%)になります。

配分は以下の通りです。

支払先	内訳(税抜)	主な役務
委託会社	年率0.12%以内 ^{*2}	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.14%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

*2 2019年11月13日現在は年率0.132%(税抜0.12%)になります。

成功報酬額

委託会社は、基本報酬額に加えて、以下を成功報酬額として受領します。

ゴールドマン・サックス社債の実績連動クーポンに対して11.0%(税抜10.0%)を乗じた額を原則として利金支払日^{*}の2営業日前に計上し、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

* 利金支払日：毎年8月3日(ただし、東京の銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当した場合は、翌営業日)

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（４）【その他の手数料等】

・信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外国での資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

上記の「その他の費用」については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2019年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

令和1年8月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	27,137,703,800	98.71
内 ジャージイー	27,137,703,800	98.71
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	354,069,668	1.29
純資産総額	27,491,773,468	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

令和1年8月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	10y Notes on GS i-Select I V Volatility Target S95 0 8/03/2028 ジャージー	社債券	26,697,200,000	100.00 26,697,200,000	101.65 27,137,703,800	- 2028/8/3	98.71%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和1年8月30日現在

種類	投資比率
社債券	98.71%
合計	98.71%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(令和1年8月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (令和1年8月13日)	27,444	28,094	1.0133	1.0373
平成30年8月末日	31,461	-	1.0239	-
9月末日	31,101	-	1.0156	-
10月末日	30,400	-	0.9978	-
11月末日	30,441	-	0.9997	-
12月末日	29,778	-	0.9828	-
平成31年1月末日	28,686	-	0.9951	-
2月末日	28,841	-	1.0031	-
3月末日	29,023	-	1.0162	-
4月末日	28,891	-	1.0166	-
令和1年5月末日	28,756	-	1.0197	-
6月末日	28,672	-	1.0347	-
7月末日	28,417	-	1.0404	-
8月末日	27,491	-	1.0179	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0240

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	3.7

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落の額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円(1万口当たり)を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	30,728,600,000	3,644,800,000

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドの取得の申込みは、申込期間中における販売会社の毎営業日に行われます。

受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額

受益権1口当たり1円とします。

- ・お申込手数料

1口当たり1円に1.08%（税抜1.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・お申込単位

300万口以上10万口単位とします。

- ・払込期日

取得申込者は、申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとし、

発行価額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

東京証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカントイル取引所、Eurex取引所、インターコンチネンタル取引所、TMXモントリオール取引所、オーストラリア証券

取引所、スイス証券取引所、Nasdaq OMX Nordic取引所、香港先物取引所のいずれかの休業日または5月1日、12月24日に該当する日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されません。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

10万口以上10万口単位とします。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
公社債等	計算日における以下のいずれかの価額 <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。) ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額(1万口当たり)は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：0120-104-694(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2018年7月31日から原則として2028年8月10日までです。

下記(5)その他イ.償還規定の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

a.計算期間は、原則として毎年8月11日から翌年8月10日までとします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2019年8月13日までとします。

b.上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回る事となった場合、国際分散投資戦略の指数に重大な変更があった場合もしくは算出・公表が停止等された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする債券の発行体等が債務不履行(デフォルト)となった場合、または当該債券が法令もしくは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- d. 上記c.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下イ.償還規定d.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 上記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記.cからe.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.からe.までの手続きを行うことが困難な場合、およびb.の場合にも適用しません。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

j. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記a. からg. の規定にしたがいます。
- i. この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

- ・委託会社は、2019年以降の毎年8月10日(休業日の場合は翌営業日とします。)および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

(URL <http://www.am-one.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、平成30年7月31日から令和1年8月13日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成30年7月31日から令和1年8月13日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス社債/国際分散投資戦略ファンド2018-07】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

		第1期 令和1年8月13日現在
資産の部		
流動資産		
預金		899,680,430
社債券		27,337,363,960
流動資産合計		28,237,044,390
資産合計		28,237,044,390
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		650,011,200
未払解約金		15,480,000
未払受託者報酬		4,692,455
未払委託者報酬		121,738,059
その他未払費用		528,626
流動負債合計		792,450,340
負債合計		792,450,340
純資産の部		
元本等		
元本		1 27,083,800,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		360,794,050
(分配準備積立金)		-
元本等合計		27,444,594,050
純資産合計		27,444,594,050
負債純資産合計		28,237,044,390

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1期 自 平成30年7月31日 至 令和1年8月13日
営業収益	
受取利息	845,131,226
有価証券売買等損益	402,784,490
営業収益合計	1,247,915,716
営業費用	
受託者報酬	9,860,833
委託者報酬	167,167,935
その他費用	1,056,508
営業費用合計	178,085,276
営業利益又は営業損失()	1,069,830,440
経常利益又は経常損失()	1,069,830,440
当期純利益又は当期純損失()	1,069,830,440
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,025,190
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,025,190
分配金	1,650,011,200
期末剰余金又は期末欠損金()	360,794,050

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 令和1年8月13日現在
1. 1 設定年月日	平成30年7月31日
設定元本額	30,728,600,000円
期首元本額	30,728,600,000円
元本残存率	88.13%
2. 受益権の総数	27,083,800,000口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 平成30年7月31日 至 令和1年8月13日
1. 1 分配金の計算過程	計算期末における分配対象収益1,010,805,250円のうち、650,011,200円（1万口当たり240円）を分配金額としております。
元本超過額	1,010,805,250円
経費控除後の配当等収益額 A	667,045,950円
当ファンドの期末残存受益権口数 B	27,083,800,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数 C	29,314,276,923口
分配可能額 (A × B ÷ C) D	616,291,479円
1万口当たり分配額	240円
収益分配金額	650,011,200円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 平成30年7月31日 至 令和1年8月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 令和1年8月13日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 令和1年8月13日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
社債券	332,163,960
合計	332,163,960

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第1期 令和1年8月13日現在
1口当たり純資産額	1.0133円
(1万口当たり純資産額)	(10,133円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

令和1年8月13日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
社債券	10y Notes on GS i-S electIV Volatility Target S95 08/03/20 28	27,005,200,000	27,337,363,960	
社債券 合計		27,005,200,000	27,337,363,960	
合計		27,005,200,000	27,337,363,960	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和1年8月30日現在

資産総額	27,520,048,431円
負債総額	28,274,963円
純資産総額(-)	27,491,773,468円
発行済数量	27,009,500,000口
1口当たり純資産額(/)	1.0179円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2019年8月30日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構(2019年8月30日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年8月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,154,407,417,273
追加型株式投資信託	873	13,507,385,911,626
単位型公社債投資信託	41	118,024,810,741
単位型株式投資信託	167	1,260,959,327,482
合計	1,107	16,040,777,467,122

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第34期事業年度(自2018年4月1日至2019年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	49,071,217	41,087,475
金銭の信託	12,083,824	18,773,228
有価証券	-	153,518
未収委託者報酬	11,769,015	12,438,085
未収運用受託報酬	4,574,225	3,295,109
未収投資助言報酬	341,689	327,064
未収収益	59,526	56,925
前払費用	569,431	573,874
その他	427,238	491,914
流動資産計	78,896,169	77,197,195
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,156,953	1 1,096,916
器具備品	1 476,504	1 364,399
建設仮勘定	10,368	-
無形固定資産		
ソフトウェア	1,026,319	885,545
ソフトウェア仮勘定	904,389	1,522,040
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	60	23
投資その他の資産		
投資有価証券	1,721,433	1,611,931
関係会社株式	3,229,196	4,499,196
長期差入保証金	1,518,725	1,312,328
繰延税金資産	1,699,533	1,748,459
その他	101,425	97,892
固定資産計	11,848,840	13,142,665
資産合計	90,745,010	90,339,861

(単位:千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,003,550	2,183,889
未払金	5,081,728	5,697,942
未払収益分配金	1,031	1,053
未払償還金	57,275	48,968
未払手数料	4,629,133	4,883,723
その他未払金	394,288	764,196
未払費用	7,711,038	6,724,986
未払法人税等	5,153,972	3,341,238
未払消費税等	1,660,259	576,632
賞与引当金	1,393,911	1,344,466
役員賞与引当金	49,986	48,609
本社移転費用引当金	156,587	-
流動負債計	22,211,034	19,917,766
固定負債		
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
時効後支払損引当金	199,026	177,851
固定負債計	1,836,160	2,073,009
負債合計	24,047,195	21,990,776
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	44,349,855	45,949,372
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	44,226,562	45,826,079
別途積立金	24,580,000	31,680,000
研究開発積立金	300,000	-
運用責任準備積立金	200,000	-
繰越利益剰余金	19,146,562	14,146,079
株主資本計	65,902,812	67,502,329
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	795,002	846,755
評価・換算差額等計	795,002	846,755
純資産合計	66,697,815	68,349,085
負債・純資産合計	90,745,010	90,339,861

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	84,705,447		84,812,585	
運用受託報酬	19,124,427		16,483,356	
投資助言報酬	1,217,672		1,235,553	
その他営業収益	117,586		113,622	
営業収益計		105,165,133		102,645,117
営業費用				
支払手数料	37,242,284		36,100,556	
広告宣伝費	379,873		387,028	
公告費	1,485		375	
調査費	23,944,438		24,389,003	
調査費	10,677,166		9,956,757	
委託調査費	13,267,272		14,432,246	
委託計算費	1,073,938		936,075	
営業雑経費	1,215,963		1,254,114	
通信費	48,704		47,007	
印刷費	947,411		978,185	
協会費	64,331		63,558	
諸会費	22,412		22,877	
支払販売手数料	133,104		142,485	
営業費用計		63,857,984		63,067,153
一般管理費				
給料	11,304,873		10,859,354	
役員報酬	189,022		189,198	
給料・手当	9,565,921		9,098,957	
賞与	1,549,929		1,571,197	
交際費	58,863		60,115	
寄付金	5,150		7,255	
旅費交通費	395,605		361,479	
租税公課	625,498		588,172	
不動産賃借料	1,534,255		1,511,876	
退職給付費用	595,876		521,184	
固定資産減価償却費	1,226,472		590,667	
福利厚生費	49,797		45,292	
修繕費	4,620		16,247	
賞与引当金繰入額	1,393,911		1,344,466	
役員賞与引当金繰入額	49,986		48,609	
機器リース料	148		130	
事務委託費	3,037,804		3,302,806	
事務用消耗品費	144,804		131,074	
器具備品費	5,253		8,112	
諸経費	149,850		188,367	
一般管理費計		20,582,772		19,585,212
営業利益		20,724,376		19,992,752

(単位:千円)

	第33期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		1,430		1,749
受取配当金		74,278		73,517
時効成立分配金・償還金		256		8,582
為替差益		8,530		-
投資信託解約益		236,398		-
投資信託償還益		93,177		-
受取負担金		-		177,066
雑収入		10,306		24,919
時効後支払損引当金戻入額		17,429		19,797
営業外収益計		441,807		305,633
営業外費用				
為替差損		-		17,542
投資信託解約損		4,138		-
投資信託償還損		17,065		-
金銭の信託運用損		99,303		175,164
雑損失		-		5,659
営業外費用計		120,507		198,365
経常利益		21,045,676		20,100,019
特別利益				
固定資産売却益		1		-
投資有価証券売却益		479,323		353,644
関係会社株式売却益	1	1,492,680	1	-
本社移転費用引当金戻入額		138,294		-
その他特別利益		350		-
特別利益計		2,110,649		353,644
特別損失				
固定資産除却損	2	36,992	2	19,121
固定資産売却損		134		-
退職給付制度終了損		690,899		-
システム移行損失		76,007		-
その他特別損失		50		-
特別損失計		804,083		19,121
税引前当期純利益		22,352,243		20,434,543
法人税、住民税及び事業税		6,951,863		6,386,793
法人税等調整額		249,832		71,767
法人税等合計		6,702,031		6,315,026
当期純利益		15,650,211		14,119,516

(3)【株主資本等変動計算書】

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	-	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	3,200,000	3,200,000			3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)		-	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							300,000		
運用責任準備積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金の取崩									6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	51,753	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

表示方法の変更

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
建物	140,580	229,897
器具備品	847,466	927,688

(損益計算書関係)

1. 関係会社に対する事項

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
関係会社株式売却益	1,492,680	-

2. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
建物	298	1,550
器具備品	8,217	439
ソフトウェア	28,472	17,130
電話加入権	3	-

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	2017年3月31日	2017年6月22日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式					

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第33期(2018年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	49,071,217	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	12,083,824	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,448,968	1,448,968	-
資産計	78,947,251	78,947,251	-
(1) 未払手数料	4,629,133	4,629,133	-
負債計	4,629,133	4,629,133	-

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
非上場株式	272,464	276,764
関係会社株式	3,229,196	4,499,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(2018年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	49,071,217	-	-	-
(2) 金銭の信託	12,083,824	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,769,015	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,574,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	-	3,995	-	-

第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

第33期(2018年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,267,157	146,101	1,121,055
投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,995	4,000	4
小計	3,995	4,000	4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額272,464千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額276,674千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期(自2017年4月1日至2018年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	544,326	479,323	-
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期	第34期
	(自2017年4月1日 至2018年3月31日)	(自2018年4月1日 至2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,718,372	2,154,607
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
数理計算上の差異の発生額	61,792	10,147
退職給付の支払額	111,758	158,018
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,316,796	-
退職一時金制度改定に伴う増加額	526,345	-
その他	-	438
退職給付債務の期末残高	2,154,607	2,289,044

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期	第34期
	(自2017年4月1日 至2018年3月31日)	(自2018年4月1日 至2019年3月31日)
年金資産の期首残高	1,363,437	-
期待運用収益	17,042	-
事業主からの拠出額	36,672	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	1,417,152	-
年金資産の期末残高	-	-

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未積立退職給付債務	2,154,607	2,289,044
未認識数理計算上の差異	204,636	150,568
未認識過去勤務費用	312,836	243,317
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158
退職給付引当金	1,637,133	1,895,158
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,637,133	1,895,158

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	269,128	300,245
利息費用	7,523	1,918
期待運用収益	17,042	-
数理計算上の差異の費用処理額	88,417	43,920
過去勤務費用の費用処理額	39,611	69,519
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	70,560	-
その他	1,620	3,640
確定給付制度に係る退職給付費用	456,577	411,963
制度移行に伴う損失(注)	690,899	-

(注) 特別損失に計上しております。

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	300,927	-
退職給付費用	53,156	-
制度への拠出額	35,640	-
確定拠出制度への移行に伴う減少額	391,600	-
退職一時金制度改定に伴う振替額	108,189	-
退職給付引当金の期末残高	-	-

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 53,156千円 当事業年度 - 千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期	第34期
	(2018年3月31日現在)	(2019年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	290,493	173,805
未払事業所税	11,683	10,915
賞与引当金	426,815	411,675
未払法定福利費	81,186	80,253
未払給与	9,186	7,961
受取負担金	-	138,994
運用受託報酬	-	102,490
資産除去債務	90,524	10,152
減価償却超過額(一括償却資産)	11,331	4,569
減価償却超過額	176,791	125,839
繰延資産償却超過額(税法上)	34,977	135,542
退職給付引当金	501,290	580,297
時効後支払損引当金	60,941	54,458
ゴルフ会員権評価損	13,173	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
本社移転費用引当金	47,947	-
その他	29,193	29,494
繰延税金資産小計	1,981,254	2,069,527
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,981,254	2,069,527
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	281,720	321,067
繰延税金負債合計	281,720	321,067
繰延税金資産の純額	1,699,533	1,748,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社(以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212,500千円

取得原価 144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- a. 発生したのれん
76,224,837千円
- b. 発生原因
被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
- c. のれんの償却方法及び償却期間
20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

- a. 資産の額 資産合計 40,451,657千円
- うち現金・預金 11,605,537千円
- うち金銭の信託 11,792,364千円
- b. 負債の額 負債合計 9,256,209千円
- うち未払手数料及び未払費用 4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

- a. 無形固定資産に配分された金額 53,030,000千円
- b. 主要な種類別の内訳
- 顧客関連資産 53,030,000千円
- c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間
- 顧客関連資産 16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第33期 (2018年3月31日現在)	第34期 (2019年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	114,270,495千円	104,326,078千円
資産合計	114,270,495千円	104,326,078千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	13,059,836千円	10,571,428千円
負債合計	13,059,836千円	10,571,428千円
純資産	101,210,659千円	93,754,650千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	70,507,975千円	66,696,733千円
顧客関連資産	45,200,838千円	39,959,586千円

(2) 損益計算書項目

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,012,128千円	9,043,138千円
経常利益	9,012,128千円	9,043,138千円
税引前当期純利益	9,012,128千円	9,091,728千円
当期純利益	7,419,617千円	7,489,721千円
1株当たり当期純利益	185,490円43銭	187,243円04銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,233,360千円	5,241,252千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)及び第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当はありません。

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第33期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,470,802	未払 手数料	894,336
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	9,079,083	未払 手数料	1,549,208

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,048,352	未払 手数料	915,980
								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
- (注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	1,667,445円37銭	1,708,727円13銭
1株当たり当期純利益金額	391,255円29銭	352,987円92銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,650,211千円	14,119,516千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

委託会社は、株式会社みずほ銀行から、みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社(以下「MGAI」といいます。)の発行済株式の全てについて2018年11月1日付で譲り受け、MGAIを100%子会社(新商号:アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社)としました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2019年3月末日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
大和証券株式会社	100,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2019年3月末日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱い
- (2) 信託契約の一部解約事務
- (3) 受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の交付
- (5) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

書類名	提出年月日
半期報告書	2019年4月26日

独立監査人の監査報告書

2019年5月30日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和1年9月20日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス社債/国際分散投資戦略ファンド2018-07の平成30年7月31日から令和1年8月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス社債/国際分散投資戦略ファンド2018-07の令和1年8月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。